

第三次郡山市 協働推進基本計画

計画期間：令和8(2026)年度 ▶ 令和15(2033)年度

郡山市
令和8(2026)年3月

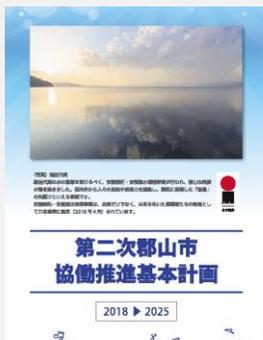
目 次

1 計画策定に当たって	1		
1-1 計画策定の必要性	…	1	
1-2 これまでの協働の取組	…	2	
1-3 計画の位置づけ、計画期間	…	3	
2 本計画の協働の考え方	4		
2-1 条例の基本原則、各主体の役割	…	4	
3 郡山市の現状と課題	8		
3-1 統計からみる郡山市の現状	…	8	
3-2 アンケート結果からみる現状と課題	…	11	
3-3 わかものワークショップ結果	…	21	
3-4 前計画の取組と課題	…	22	
3-5 市民活動サポートセンターの現状と課題	…	25	
3-6 現状の課題のまとめ	…	27	
4 あるべき将来像と基本方針、基本施策	28		
4-1 あるべき将来像（基本目標）	…	28	
4-2 基本方針及び基本施策	…	29	
4-3 全体指標	…	33	
4-4 体系図	…	34	
4-5 基本施策及び重点項目	…	35	
4-6 協働のイメージ	…	42	
5 推進体制	43		
5-1 推進体制	…	43	
5-2 実施計画	…	44	
資料編	45		

1 計画策定に当たって

1-1 計画策定の必要性

これまでの経緯



平成22（2010）年7月「郡山市協働のまちづくり推進条例」（以下「条例」）を施行

- ▶ 魅力と活力のある郡山の実現に向けて、市民が主役の協働のまちづくりを推進することが目的

平成23（2011）年10月「郡山市協働推進基本計画」を策定

- ▶ 条例の目的を実現するための分野別計画

平成30（2018）年3月「第二次郡山市協働推進基本計画」（以下「前計画」）を策定

- ▶ これまでの取組の成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応した協働のまちづくりを一層推進するため、「郡山市協働推進基本計画」を見直し、「協働のまちを支えるひとづくり」「協働に関する情報の発信・共有」「協働を進めるための仕組みづくり」の3つの基本方針を定め、計画の名称を改定
- ▶ 前計画期間中には、少子高齢化や人口減少がさらに進行し、新型コロナウイルス感染症などの影響も重なり、地域の関係性の希薄化や価値観の多様化など、社会を取り巻く情勢が大きく変化

第三次計画の策定

- ▶ これまでも市の各種計画策定や事業実施においては、幅広い世代の市民がワークショップに参加するなど、行政と市民が協力し、一緒にまちづくりをしていく（＝市民協働）考え方は浸透してきました。

- ▶ しかし、地域のまちづくりを担う町内会などの地域活動団体は高齢化や担い手不足が深刻になっています。このため、複雑で多様な地域課題への対応が難しくなっており、これまで以上に、地域での**協働によるまちづくり**が重要になっています。

- ▶ これからも自分たちのまちに住み続けたいと思える持続可能な地域社会を形成するためには、**地域住民や多様な団体による協働の枠組み**をつくり、行政が連携して取り組むことが急務です。

- ▶ こうした状況を踏まえ、より効果的な協働によるまちづくりを推進するための基本方針として「第三次郡山市協働推進基本計画」を策定します。



1-2 これまでの協働の取組

年度	取組状況
平成16(2004)年 10月	<p>郡山市市民活動推進基本指針 策定</p> <p>平成18(2006)年度 郡山市市民活動サポートセンター運営開始 平成20(2008)年度 郡山市ひとまちづくり活動支援事業開始(※1)(市民公益活動への補助) 郡山市市民活動推進顕彰事業(まちづくりハーモニー賞)(※2)開始</p>
平成22(2010)年 7月	<p>郡山市協働のまちづくり推進条例 施行</p> <p>平成23(2011)年度 郡山市市民公益活動総合補償保険制度(まちづくり活動保険)(※3)創設</p>
平成23(2011)年 10月	<p>郡山市協働推進基本計画 策定</p> <p>平成26(2014)年度 市民活動サポートセンターの運営委託 ビッグアイから市役所に場所を移転</p> <p>市民活動サポートセンター(p46参照)では、市民活動に 取り組む方や団体向けに、市民活動の情報提供や講座の実施、 イベントの開催などの支援をしています。</p> 
平成30(2018)年 3月	<p>第二次郡山市協働推進基本計画 策定</p> <p>令和元(2019)年度 市民活動・協働ハンドブック 発行 令和2(2020)年度 町内会加入促進に関する協定締結(※4) 令和3(2021)年度 町内会DX推進事業開始(※5)</p>
令和8(2026)年 3月	<p>第三次郡山市協働推進基本計画 策定</p>

(※1) 郡山市ひとまちづくり活動支援事業：市民活動団体の活動を支援するため、対象事業に係る経費の一部を補助する制度。

(※2) 郡山市市民活動推進顕彰事業：地域の課題解決に取り組む市民活動団体や個人を表彰する制度。前身は「地域おこし顕彰事業」。

(※3) 郡山市市民公益活動総合補償保険制度：無償で行う市民公益活動中の傷害事故や賠償責任事故を補償する制度。

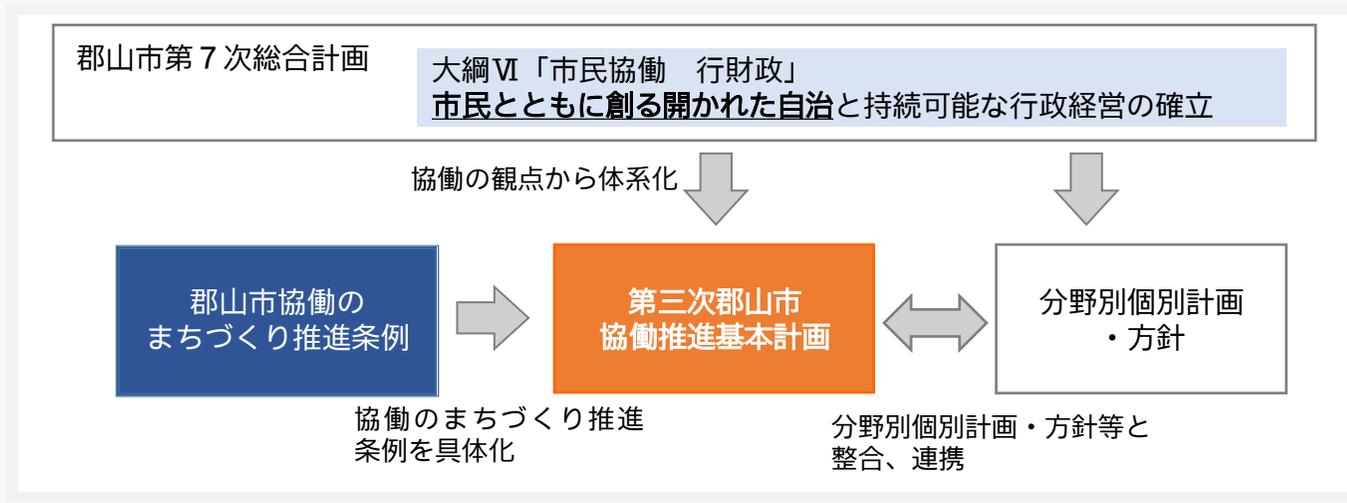
(※4) 町内会加入促進に関する協定：郡山市と、郡山市自治会連合会、(公社)福島県宅地建物取引業協会郡山支部及び(公社)全日本不動産協会福島県本部が締結。

(※5) 町内会DX推進事業：町内会向けにスマートフォンの使い方を学ぶ講座を実施するなど、ICT活用により、町内会活動の効率化や活性化を図る事業。

1-3 計画の位置づけ、計画期間

本計画の位置づけ

- ▶ 本計画は、条例第15条に規定する「協働のまちづくりの推進に関する基本計画」です。本市の郡山市第7次総合計画の分野別個別計画の一つであり、総合計画に基づいて実施する様々な施策を、協働の観点から体系化し、市、市民、市民活動団体、事業者、行政等の「協働のまちづくり」の取組の方向性を示した基本方針です。



総合計画の3つの基本方針

選ばれるまち	交通結節点としての利便性や豊かな自然、農業資源といった強みを最大限に活かし、都市の魅力を磨き上げ、「ここに住みたい」「訪れたい」「投資したい」と思われる都市。
暮らしの充実・笑顔になれるまち	教育、福祉、防災・減災など幅広い施策を総合的に展開し、世代や立場を超えて「暮らしやすい」と実感できる都市環境の整備。
経済の活性化	農業・商工業・観光などの地域資源を有機的に結びつけ、新たな雇用や投資を生み出し、若者が希望を持って働き続けられる環境整備。

計画期間

- ▶ 郡山市第7次総合計画の計画期間に合わせ、令和8（2026）年から令和15（2023）年までの8年間とします。令和11（2029）年には、本計画の中間見直しを行います。

2 本計画の協働の考え方

2-1 条例の基本原則、各主体の役割

市民協働の 必要性

- 協働とは、「市民や団体、事業者及び市が、対等の立場でそれぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のため、ともに取り組むこと」をいいます。
- 複雑で多様な地域課題を解決していくためには、市が提供する一律の行政サービスでは限界があり、団体から見ても個別の団体だけでは解決できない課題が増加しています。
- そのため、多様な主体が協力、連携して取り組む協働のまちづくりの視点が重要になっています。

社会状況の 多様化、複雑化

- 少子高齢化がますます進行
- 新型コロナウイルス感染症の影響による行事の廃止
- デジタル化の進展
- 多様性の進展
- 外国人住民の増加
- 地域への帰属意識の低下



地域課題の 多様化、複雑化

地域全体に関わるもの

- 自然災害
- 道路・交通安全
- 環境や景観の保全
- 地域犯罪



特定の対象者に関わるもの

- 孤独死
- 空家
- 老々介護
- こどもの見守り

個別の団体だけでは解決できない課題が増加

市民協働のまちづくりによる課題解決

2-1 条例の基本原則、各主体の役割

用語の定義



【市民活動団体】

町内会や自治会、地縁に基づいて組織された団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行っている団体。（条例第2条第2号）

【特定非営利活動法人】

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人。NPO法人ともいう。

【NPO】

非営利の活動をする団体。NPO法人のほか、任意団体（ボランティア団体など）も含まれる。

【事業者】

営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行っている個人及び法人その他の団体。市民活動団体を除く。（条例第2条第3号）

【市民公益活動】

市民や団体、事業者が自主的かつ自発的に行う不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動（条例第2条第5号）。地域活動を含める。「市民活動」と同じ意味。

（例：ゴミ拾い、道路や公園の清掃、災害ボランティア、登下校の見守り、防犯パトロールなど）

【地域活動】

町内会や自治会など、地域住民が自主的に行っている市民活動。住民同士のつながりづくりも含む。

【協働】（※）

市民や団体、事業者及び市が、対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のため、ともに取り組むこと。（条例第2条第6号）



（※）「協働」「共同」とは何が違うの？

1. 協働 同じような立場の人が同じ目標の達成に向けて役割を分担して活動すること。（協同組合など）
2. 共同 （同じ場所で）一緒に活動すること。（共同トイレなど）

2-1 条例の基本原則、各主体の役割

条例の 基本原則

- 本計画の協働のまちづくりの推進においては、「郡山市協働のまちづくり推進条例」に定められた「5つの基本原則」や「各主体の役割」に基づき、各実施主体が対等の立場でそれぞれの役割を担い、公共的な課題の解決に取り組むことが必要です。

目的（第1条）

- 市民等及び市の役割を明らかにし、市民が主役の協働のまちづくりを推進する

5つの基本原則（第3条）

1 機会均等の原則

協働の取組には、年齢、性別、障がいの有無などは関係ない

2 相互理解の原則

お互いの違いを理解して、互いの信頼関係の構築に努める

3 情報共有の原則

お互いの情報を共有して、円滑に協働が進むようにする

4 自主性・自発性の原則

それぞれが自主的、自発的に取り組み、お互いを尊重する

5 地域コミュニティ推進の原則

地域コミュニティの大切さを理解して、維持、発展に努める

2-1 条例の基本原則、各主体の役割

各主体の役割

市民 (第4条)



市民活動団体

(第5条)



事業者 (第6条)

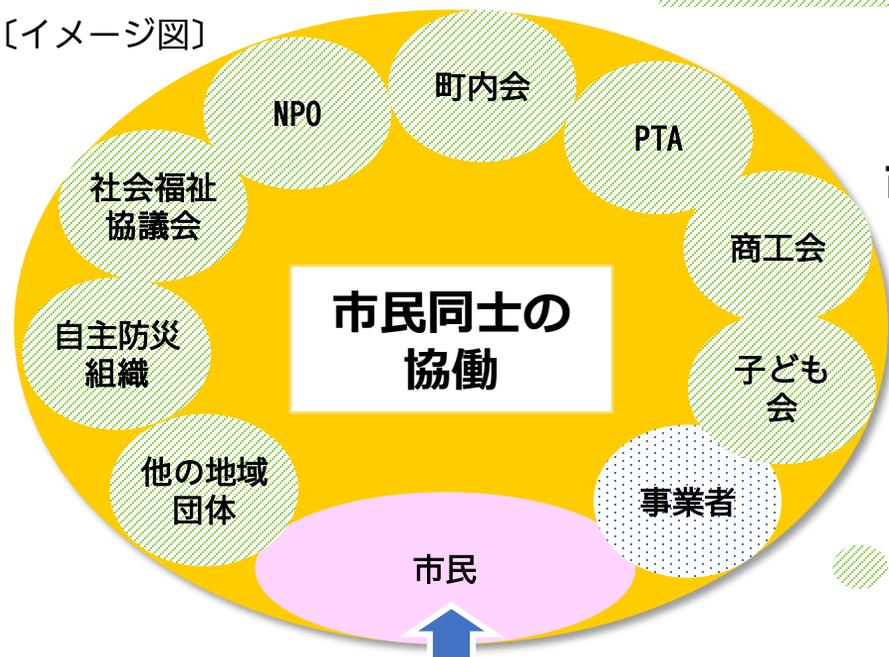


協働のまちづくり及び市民公益活動への参加と協力に努める

・情報の把握に努める

- ・地域性や専門性を生かして協力する
- ・情報を発信して、市民の理解と活動への参加を勧める

[イメージ図]



市民等と市の協働

協働・連携

郡山市 (第7条)



- ・協働のまちづくりに関する施策の推進
- ・公平性、公正性、透明性をもって市民等と連携、支援を図る
- ・市政に関する情報発信
- ・協働のまちづくりに関する啓発に努める
- ・国や他の地方公共団体等との連携に努める

障がい者や外国人等含むユニバーサルデザイン (※6) のまちづくり

(※6) ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、言語といった違いにかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人が利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、仕組み、サービスなどを提供していこうとする考え方

3 郡山市の現状と課題

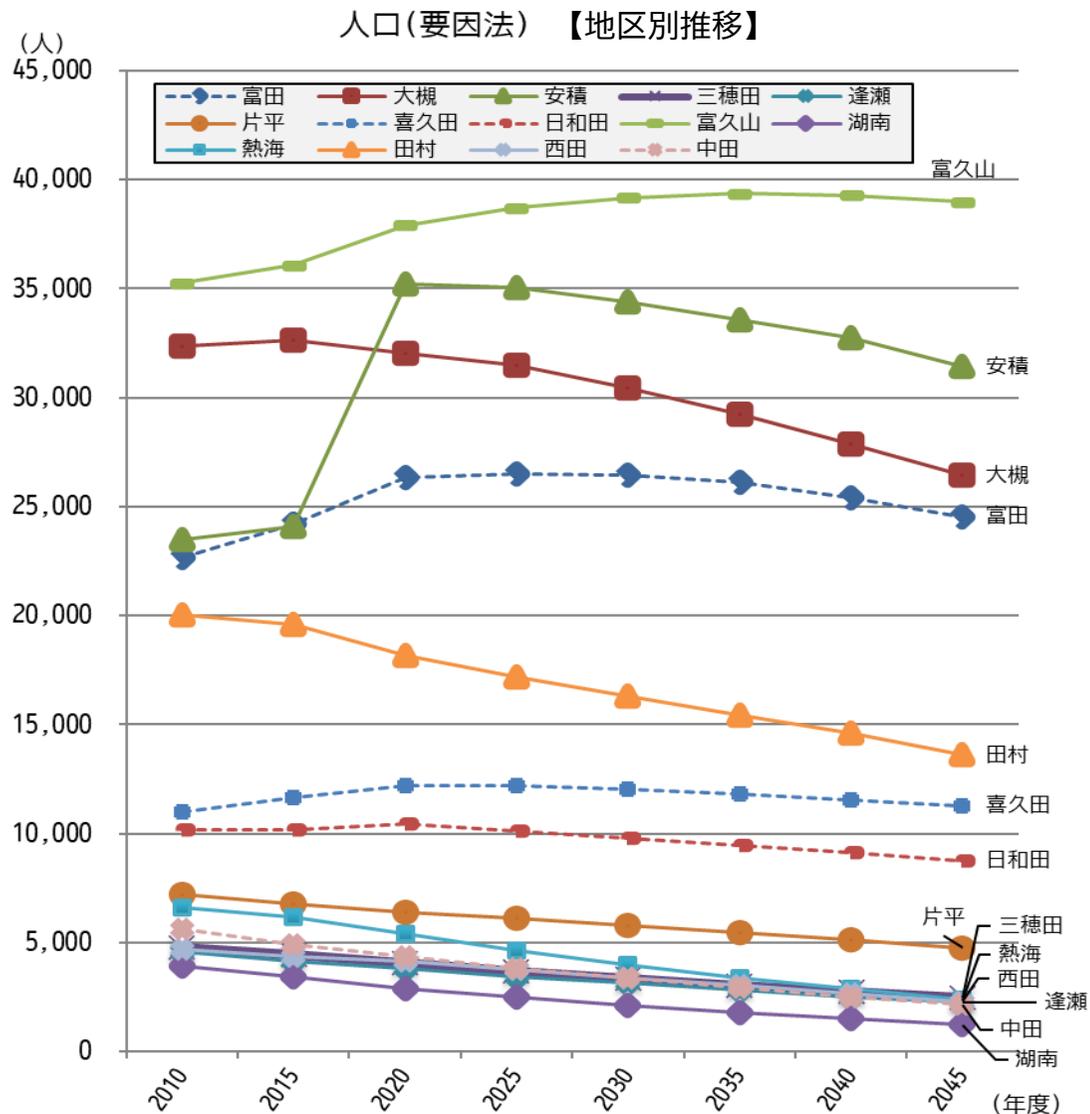
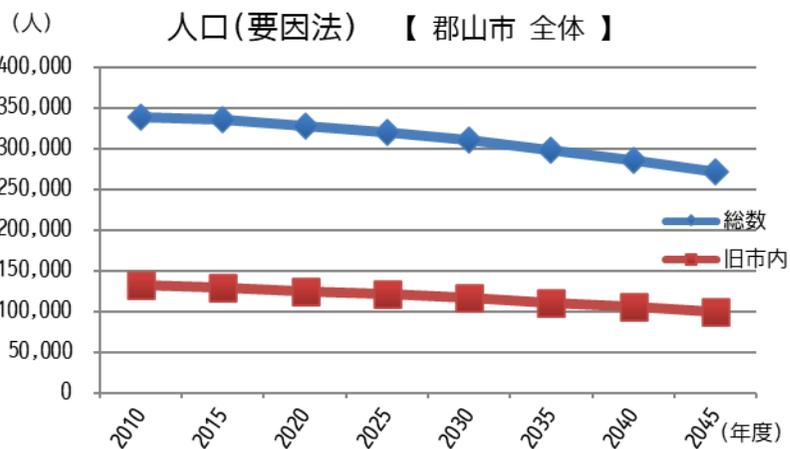
3-1 統計からみる郡山市の現状

① 郡山市の地区別人口推移

総務省「我が国における総人口の長期的推移」によれば、「今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく、極めて急激な減少」となっています。

課題

まちづくりの担い手不足が、さらに進行しています。



※【郡山市全体】、【地区別推移】とも、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3 (R2 国調対応版)」を用いた計算結果を加工して作成

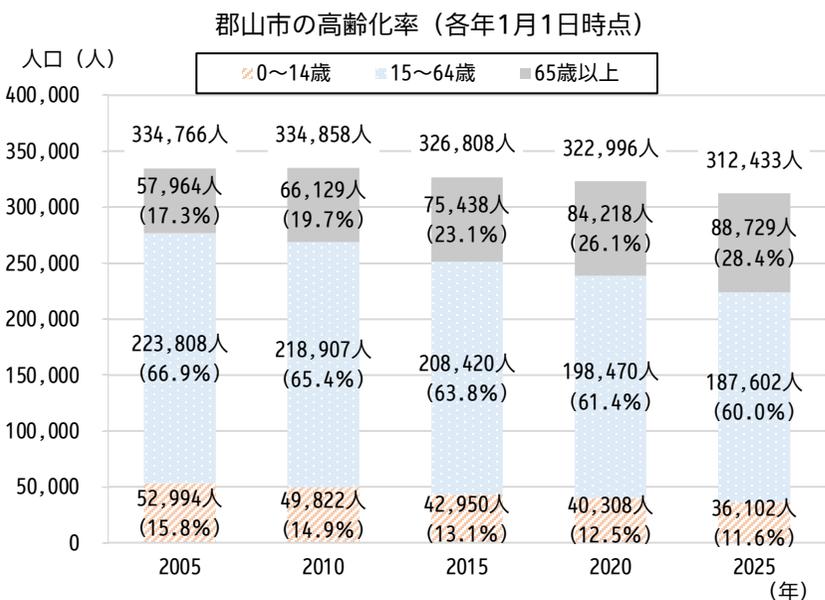
3-1 統計からみる郡山市の現状

② 郡山市の高齢化率の推移

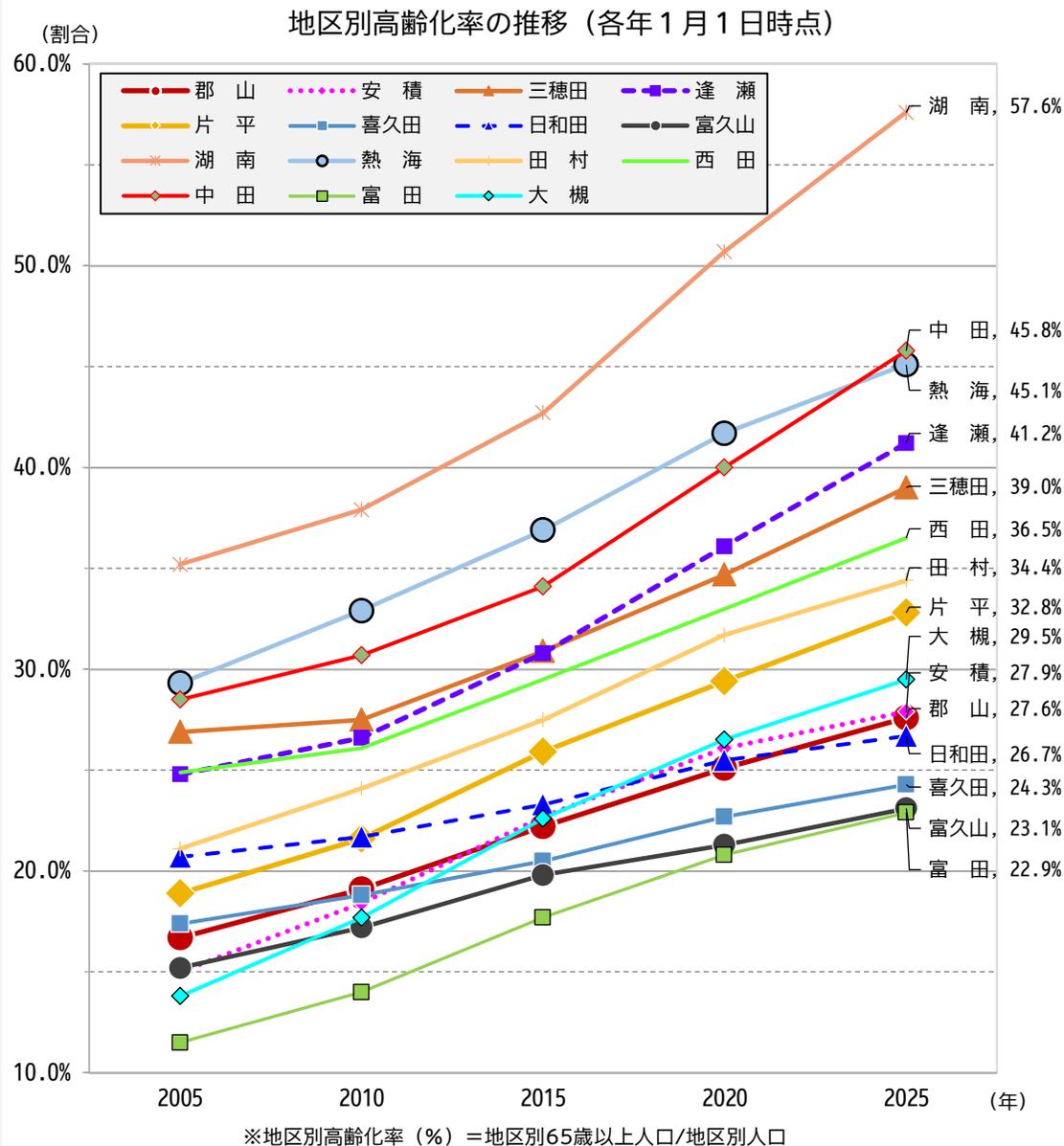
令和7（2025）年には、湖南が**57.6%**と最も高く、中田が**45.8%**、熱海が**45.1%**となっています。

課題

まちづくりの担い手の高齢化がますます進行し、地域差も大きくなっています。



出典：郡山市住民基本台帳



出典：郡山市住民基本台帳

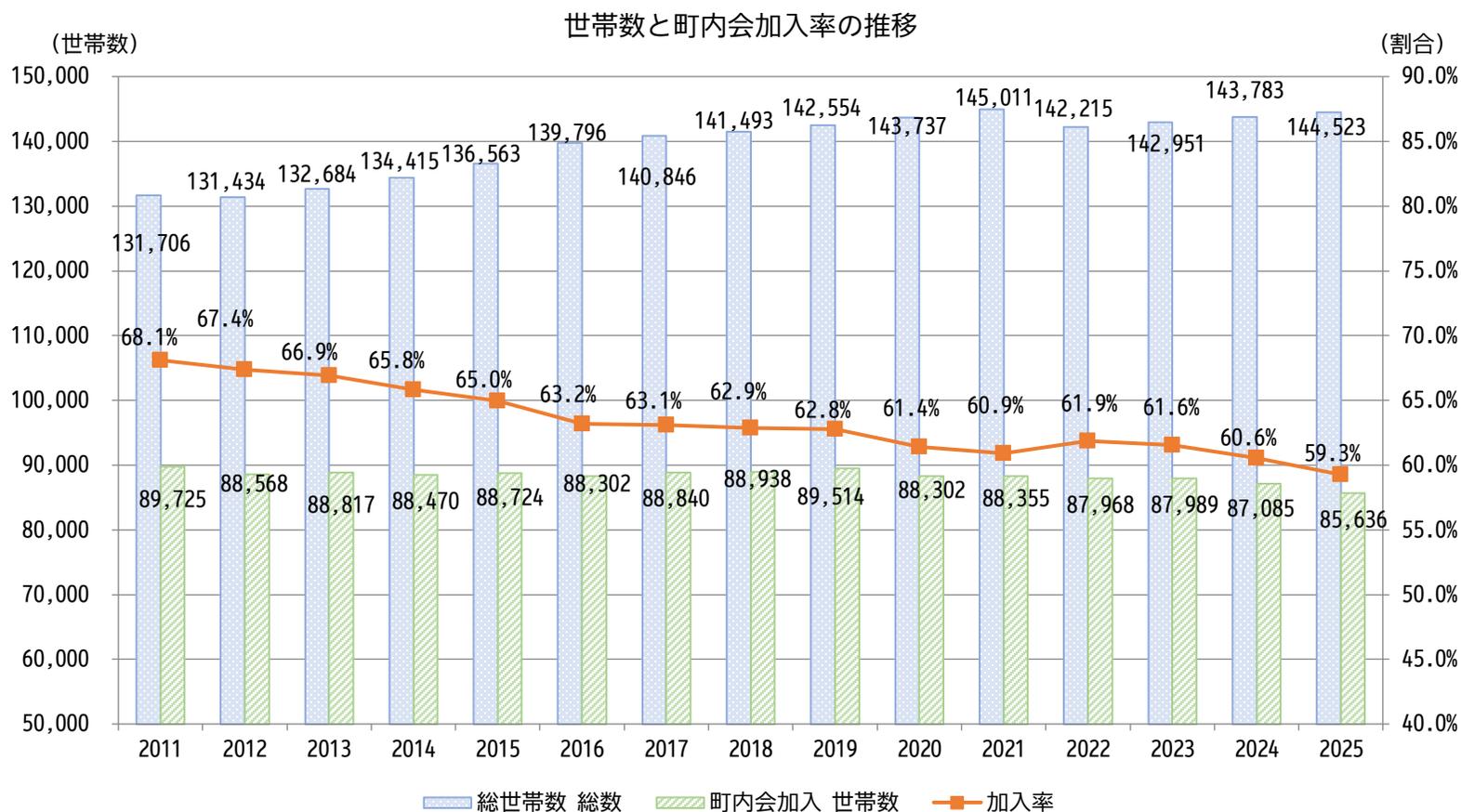
3-1 統計からみる郡山市の現状

③ 世帯数と町内会加入率の推移

町内会加入率は、平成23（2011）年が**68.1%**でしたが、総世帯数の増加及び加入世帯数の減少により、令和7（2025）年には**59.3%**まで減少しています。

課題

町内会加入率が年々低下し、地域のつながりの希薄化が進んでいます。



市民・NPO活動推進課作成（総世帯数は6月1日現在の現住人口により算出）

3-2 アンケート結果からみる現状と課題

- 協働のまちづくりに関する市民ニーズを把握するため、2024年度に次の対象者・団体に対しアンケート（市民等意識調査）を実施しました。



令和6（2024）年度調査結果
報告書
市ウェブサイトにて公開中

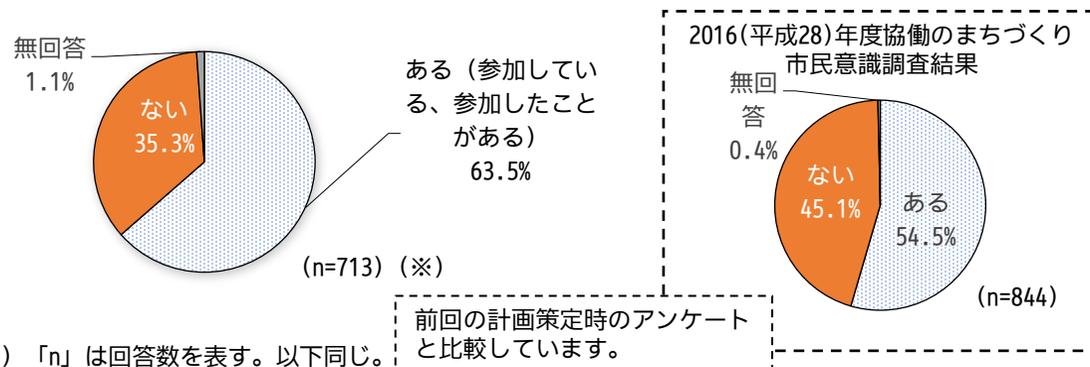
協働のまちづくり アンケート結果				
	市民	町内会	市民活動団体	事業者
調査対象	市内の満18歳以上の方	市内の全町内会・自治会	市民活動サポートセンター 登録団体・個人	市内に本店又は 支店がある事業者
標本数	1,500人 (男性750人、女性750人)	659件 (令和6年7月24日時点)	358件（団体300、個人58） (令和6年8月1日時点)	300事業者
調査方法	郵送による調査票の配布・回収、インターネットでの回答			
有効回収数 (回収率)	713人 (47.5%)	511件 (77.5%)	117件 (32.7%)	127件 (42.3%)
主な属性	<p>■ 年齢別</p> <p>(N=713)</p>	<p>■ 所在地域</p> <p>(N=511)</p>	<p>■ 団体種別</p> <p>(N=117)</p>	<p>■ 従業員数</p> <p>(N=127)</p>

3-2 アンケート結果からみる現状と課題

市民活動 6割が参加経験

地域活動や市民活動に63.5%の方が「参加したことがある」と回答し、
前回調査時より、参加率は増えています。

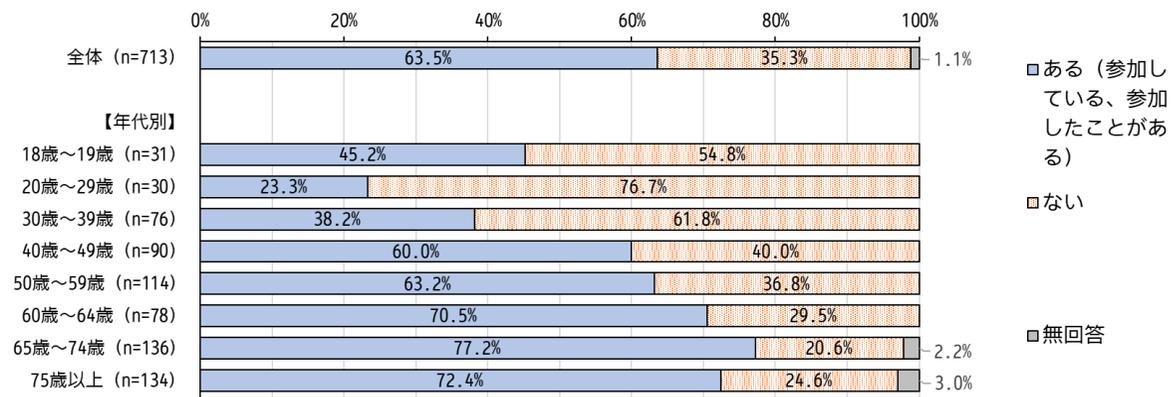
① 【市民アンケート】地域活動・市民活動への参加状況



若い世代ほど 参加率が低い

年代別に見ると、若い世代ほど、地域活動や市民活動に参加していない人が多いです。

② 【市民アンケート】①の年代別集計



課題

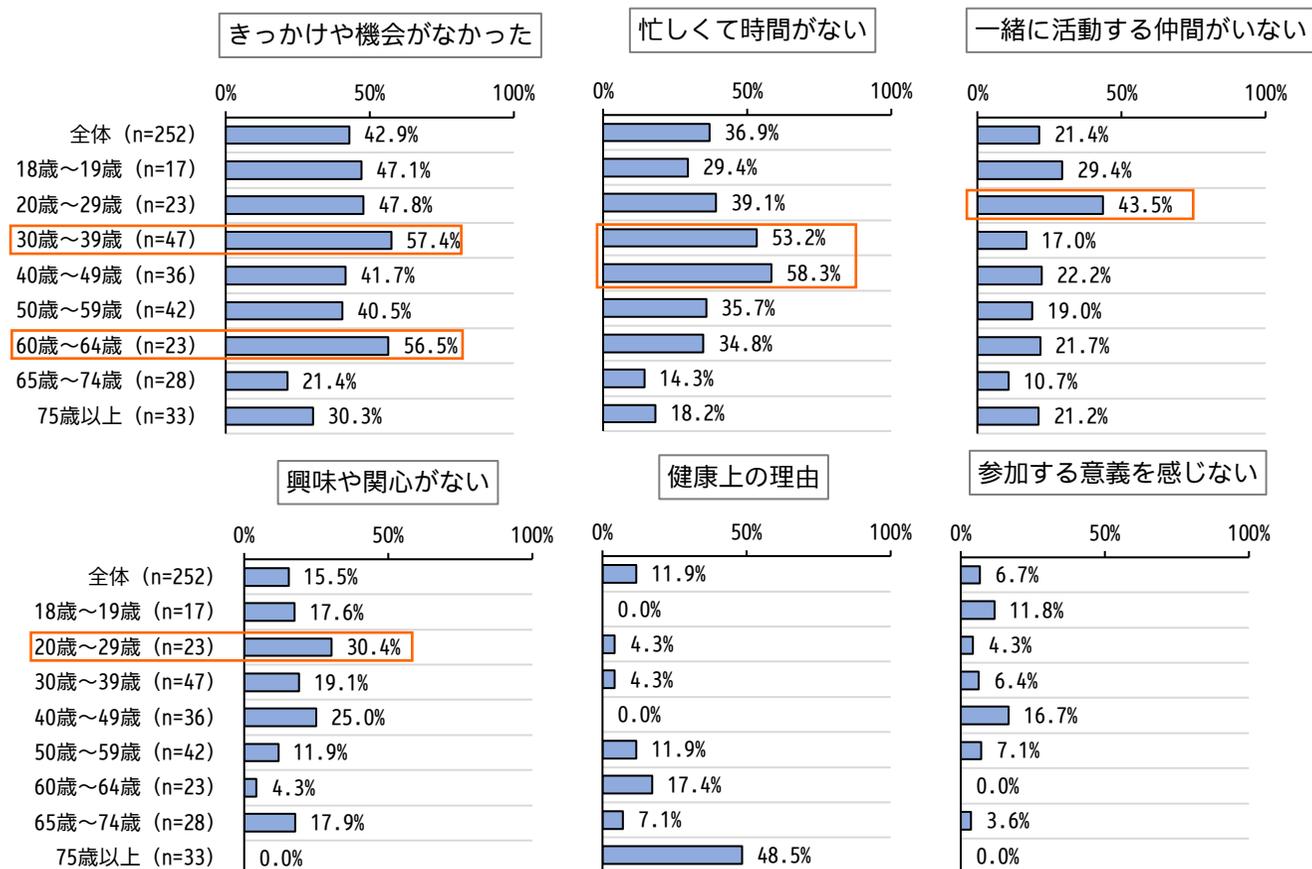
若い世代が、地域活動
や市民活動に参加する
工夫が必要です。

3-2 アンケート結果からみる現状と課題

市民活動への参加 「きっかけがない」

- 地域活動や市民活動に不参加の理由について、すべての世代で「きっかけや機会がなかった」と感じる方が多い傾向です。特に、地域活動や市民活動への参加率が高い60～64歳の世代においても、この傾向が高いです。
- 年代別では、30～40代では「きっかけや機会がない」「忙しくて時間がない」が上位です。
- 20代では、「一緒に活動する仲間がない」「興味や関心がない」が上位です。

③ 【市民アンケート】地域活動・市民活動に不参加の理由（年代別集計の抜粋）



課題

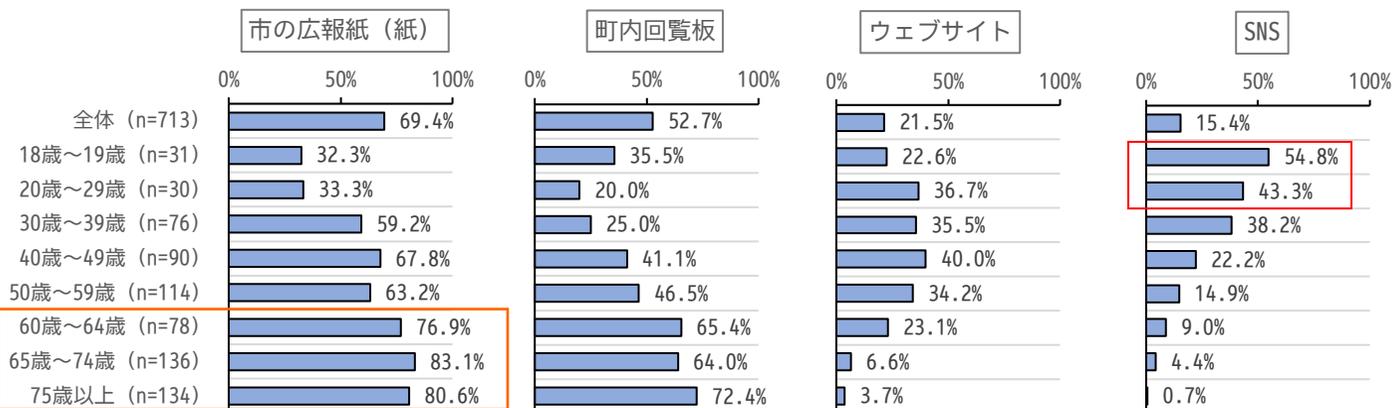
- 地域活動・市民活動に参加するきっかけづくりが必要です。
- 30～40代に対しては、市民活動に負担なく、楽しく参加できる活動のPRが必要です。
- 20代に対しては、仲間と一緒に参加し、無関心層でも関心が持てる取組が必要です。

3-2 アンケート結果からみる現状と課題

年代で異なる 情報を得る手段

60歳以上の世代は紙媒体（広報紙、町内回覧板）を利用する傾向が高く、18～39歳までの若い世代はSNS（※7）を利用する傾向が高いです。

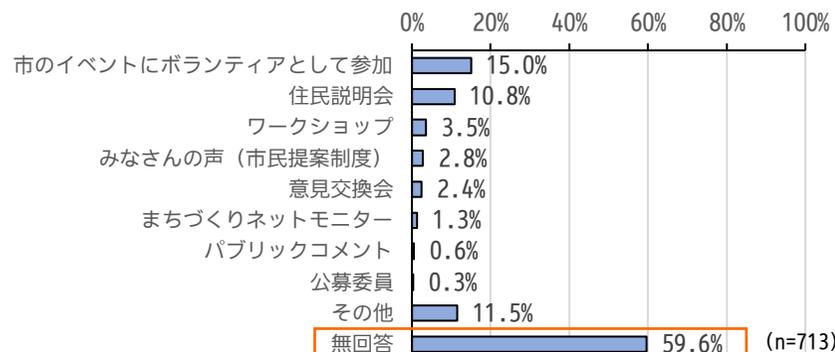
④ 【市民アンケート】市の取組や地域に関する情報を得る手段（年代別集計の抜粋）



市の取組への参加 最も多い「無回答」

参加したことがある市の取組について、最も高い「無回答」59.6%には、取組に参加していない方も含まれると考えられます。

⑤ 【市民アンケート】参加したことがある市の取組



【その他】の主な内容

- クリーン作戦（65歳～74歳・女性）
- 数年間健康づくり委員をした（65歳～74歳・女性）

課題

- 世代によって好まれやすい情報発信の媒体は異なります。SNSの選択や、紙媒体の併用など、**多世代にわかりやすく、手軽に届く情報発信が必要**です。
- 若者の活動参加を促すには、**デジタル化を推進**することが必要です。

課題

市の取組に市民が当事者意識を持って参加するためには、意識を高める取組や参加の手段を広げることが必要です。

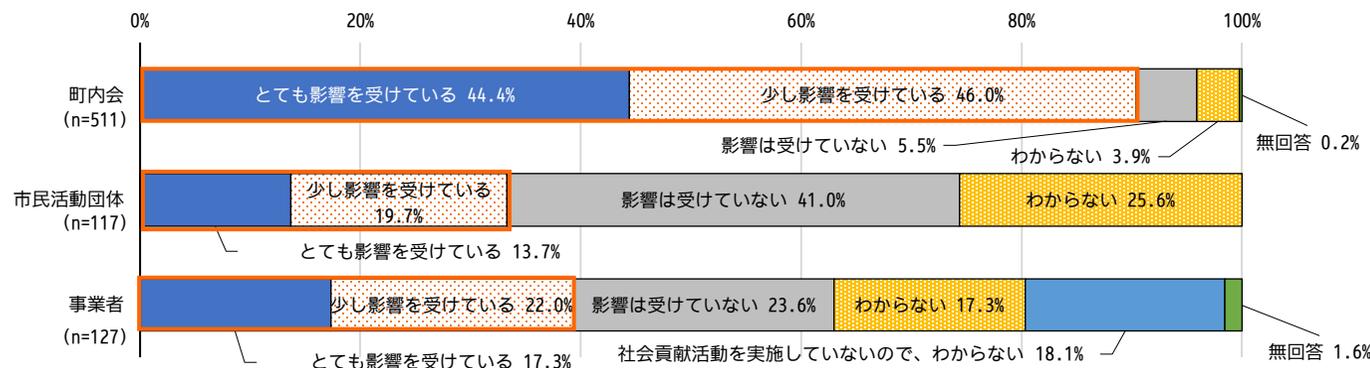
（※7） SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略。利用者同士がインターネット上でコミュニティを作り、コミュニケーションや情報発信ができるサービス。Facebook（フェイスブック）やInstagram（インスタグラム）など。

3-2 アンケート結果からみる現状と課題

少子高齢化・人口減少 町内会「影響」9割

少子高齢化や人口減少について、「とても影響を受けている」「少し影響を受けている」と回答している団体は市民活動団体が33.4%に対し、町内会は90.4%です。

⑥ 【町内会・市民活動団体・事業者】少子高齢化・人口減少の影響



団体の高齢化 若い参加者少ない

※⑥で「影響を受けている」と回答した団体で、具体的な影響についてどの団体も「参加者（会員）で高齢者が多い」「若者の参加者が少ない」といった回答が上位となり、担い手の高齢化、担い手不足が課題です。

⑦ 【町内会・市民活動団体・事業者】少子高齢化・人口減少の具体的な影響

	町内会 (n=462)	市民活動団体 (n=39)	事業者 (n=50)
1位	参加者・会員で高齢者が多い (92.0%)	参加者・会員が少ない (46.1%)	若者の参加者が少ない (70.0%)
2位	若者の参加者が少ない (68.8%)	参加者・会員で高齢者が多い (30.7%)	参加者が少ない (32.0%)
3位	住民の関心が低い (55.2%)	若者の参加者が少ない (20.5%)	参加者で高齢者が多い (30.0%)
4位	参加者・会員が少ない (52.8%)	十分な事業ができない (15.3%)	住民の関心が低い (16.0%)

課題

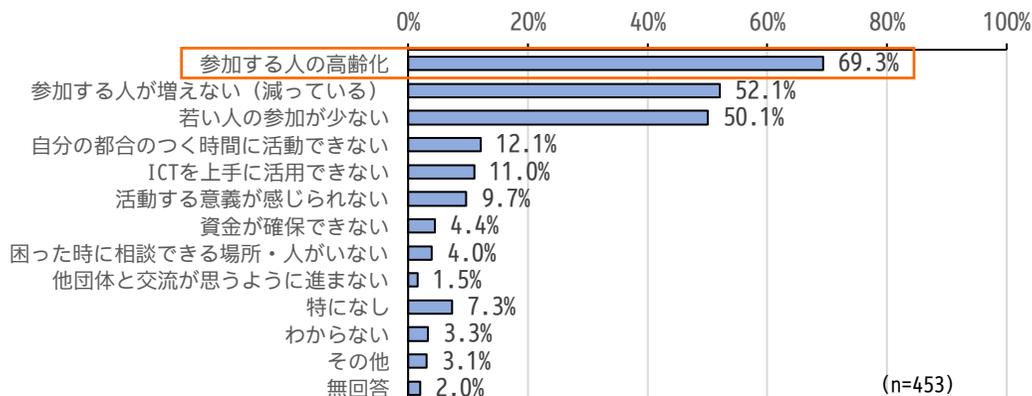
事業を継続していくためには、**町内会をはじめとした地域活動の担い手の確保**が急務です。

3-2 アンケート結果からみる現状と課題

市民が感じる課題 団体が抱える課題と同じ

市民活動や地域活動に感じる不安、不満について、69.3%の方が「参加する人の高齢化」と回答しています。

⑧ 【市民アンケート】市民活動・地域活動に参加し、感じた課題や不安、不満

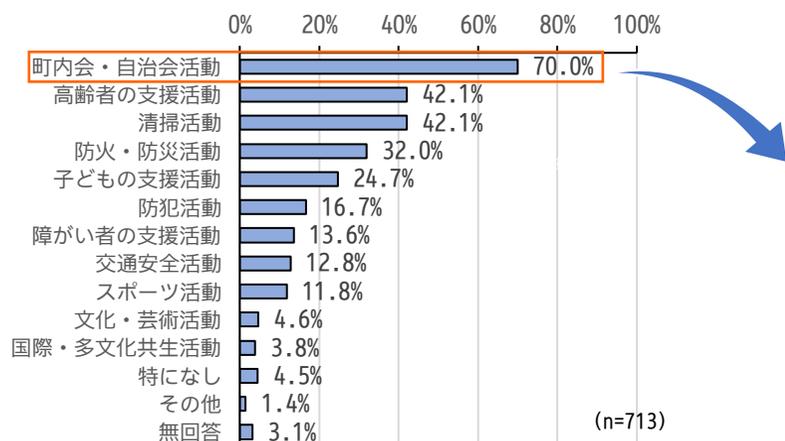


【その他】の主な内容

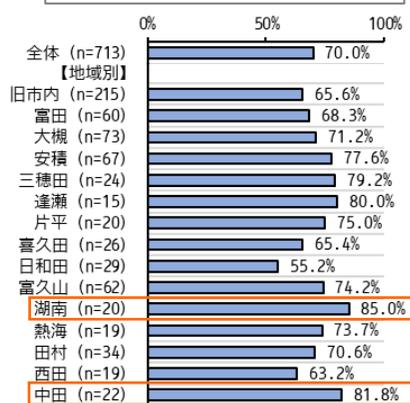
- 少子化や震災やコロナ化の影響により、活動が無くなってしまった。我が子にもやって欲しかったのに現在は何も地域での楽しみがない。(20代・女性)
- 数年前、育成会会員を増やすべく積極的に活動したら、父兄から来年度の役員が大変だから、手間を増やさないと苦情があった。(50代・女性)

今後、活動が困難、負担と思われる活動について、「町内会・自治会活動」が70%と高いです。少子高齢化・人口減少が進んでいる湖南や中田が特に高い回答となっていますが、どの地域でも高い傾向です。

⑨ 【市民アンケート】今後、活動が困難、負担が増えると思われる活動



町内会・自治会活動の地域別集計



課題

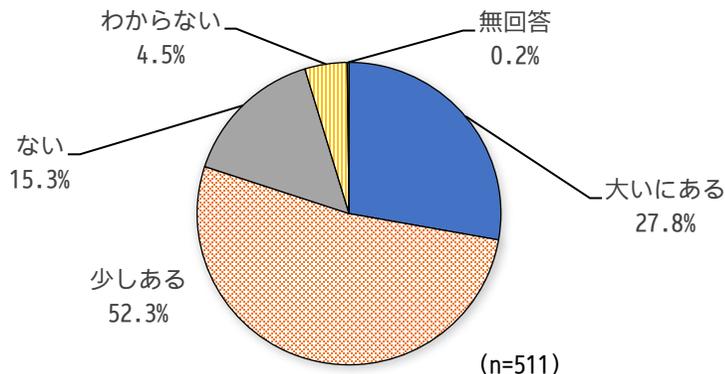
地域差を解消する取組が必要です。そのためには、人やモノの資源の共有、循環が必要です。

3-2 アンケート結果からみる現状と課題

コロナの影響 町内会の8割「ある」

新型コロナウイルス感染症流行前と比較した活動の変化について、80.1%の町内会が変化が「大いにある」「少しある」と回答しています。

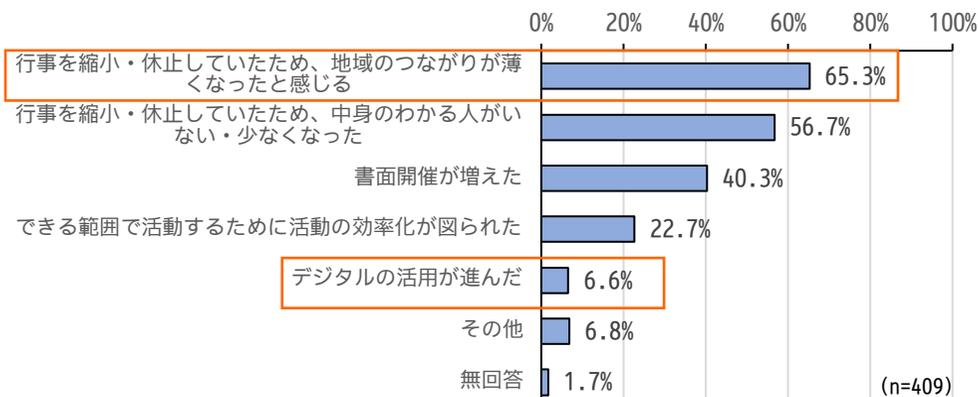
⑩ 【町内会アンケート】新型コロナウイルス感染症流行前と比較した活動の変化



つながりの希薄化 デジタル活用が課題

※⑩で「活動の変化がある」と回答した町内会のうち、具体的な影響について65.3%の町内会が「地域のつながりが薄くなった」と感じています。一方、「デジタルの活用が進んだ」は、6.6%にとどまっています。

⑪ 【町内会アンケート】新型コロナウイルス感染症による具体的な影響



【その他】の主な内容

- 開催後の慰労会・反省会（飲食を伴う）が無くなり、親睦を深める機会が無く、お互いの考え方などのすり合わせる機会が無くなった。（日和田）
- 定期的行事（資源物回収月1回、秋祭り年1回等）で多人数が集まる事が見込まれる場合、マスクの着用や手洗いの励行が常識となった。（旧市内）

課題

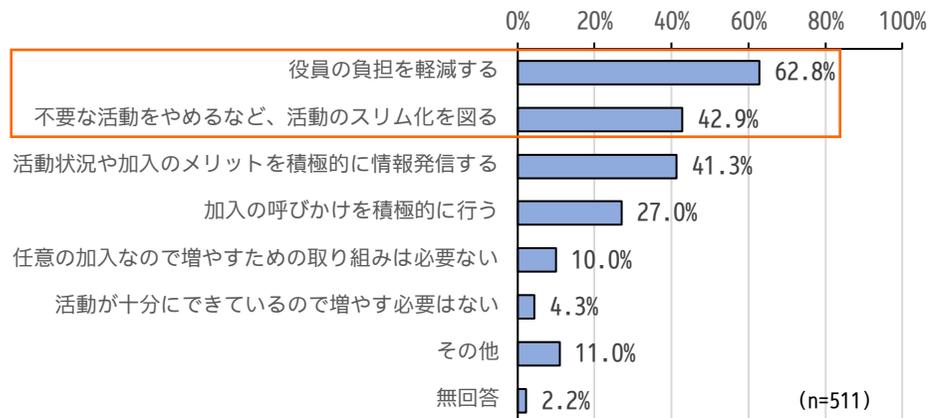
地域コミュニティの必要性について周知啓発を図ることと、デジタル活用の推進が必要です。

3-2 アンケート結果からみる現状と課題

役員の負担軽減 活動のスリム化

町内会加入を増やすための取組について、62.8%が「役員の負担を軽減する」、42.9%が「不要な活動をやめるなど、活動のスリム化を図る」と回答しています。

⑫ 【町内会アンケート】町内会加入を増やすために必要な取組



【その他】の主な内容

- アンケートを実施して、町内会活動のスリム化を図った。
(富久山)
- 平日の開催や高齢者を対象にしたイベントが中心なので、若年層にも理解の得られるイベントを増やす必要がある。
(旧市内)

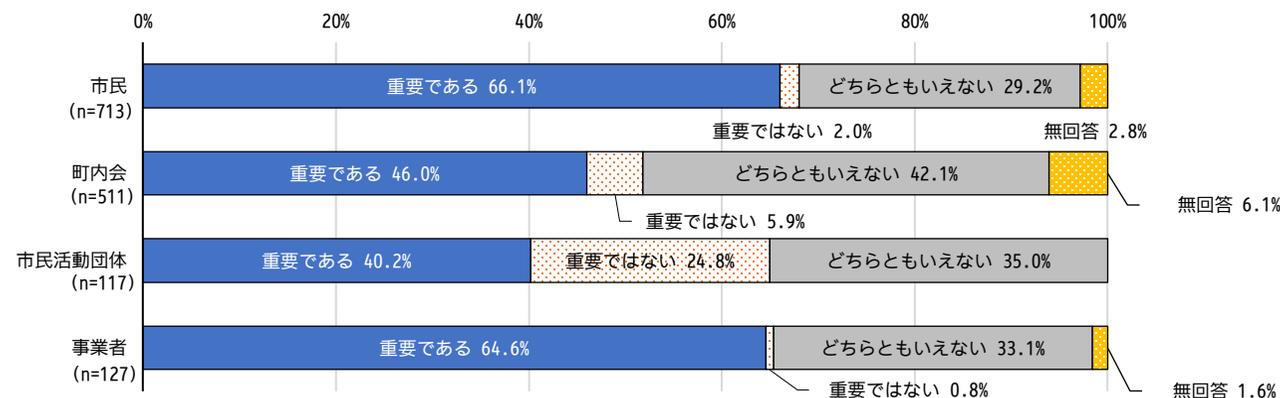
課題

役員の負担軽減、活動の簡素化を図るには、町内会での意見交換などがが必要です。

「協働は重要」 市民は7割弱

市民は「重要である」が66.1%と他よりも高く、町内会は、「どちらともいえない」が42.1%と他よりも高いです。

⑬ 【すべて対象のアンケート】協働の重要性



課題

- 市民は「協働は重要」と感じるだけでなく、協働の具体的なイメージを持ってもらうことが重要です。
- 町内会は、協働を「重要ではない」と考えているわけではありませんが、協働に消極的な傾向です。

3-2 アンケート結果からみる現状と課題

地域の団体とつながりたい

交流や協働したい理由について、「同じ地域で活動する団体とつながりたい」が、町内会は50.8%、市民活動団体は32.9%、事業者は50%と高い傾向です。

⑭ 【町内会、市民活動団体、事業者アンケート】交流や協働したい理由

	町内会 (n=248)	市民活動団体 (n=70)	事業者 (n=86)
1位	同じ地域で活動する団体とつながりたい (50.8%)	違う分野の団体と協働し課題解決したい (54.3%)	同じ地域で活動する団体とつながりたい (50.0%)
2位	いろいろな団体と情報交換したい (38.3%)	資金面でメリットがある (44.3%)	いろいろな団体と情報交換したい (46.5%)
3位	うまくいっている団体から学びたい (34.7%)	同じ地域で活動する団体とつながりたい (32.9%)	同じ分野の団体とつながりたい (29.1%)
4位	同じ分野の団体とつながりたい (25.4%)	同じ分野の団体とつながりたい (25.7%)	うまくいっている団体から学びたい (19.8%)

協働は負担 自分たちで活動

交流や協働しない（したくない）理由について、町内会は「手間が増えそう」、市民活動団体は「自分たちで活動できている」がそれぞれ最も高いです。

⑮ 【町内会、市民活動団体、事業者アンケート】交流や協働しない（したくない）理由

	町内会 (n=237)	市民活動団体 (n=47)	事業者 (n=39)
1位	手間が増えそう (55.7%)	自分たちで活動できている (46.8%)	手間が増えそう (28.2%)
2位	協働の効果が分からない (30.8%)	手間が増えそう (34.0%)	きっかけがない (25.6%)
3位	自分たちで活動できている (23.6%)	協働の効果が分からない (31.9%)	協働の効果が分からない (25.6%)
4位	他の団体を知らない (22.4%)	他の団体を知らない (14.9%)	他の団体を知らない (20.5%)

課題

他団体とつながり、情報交換したいという意向がある一方で、他団体の情報が不足しているためにつながる機会が得られなかったり、手間が増えるのではないかと懸念している状況が見受けられます。**つながるための仕組みづくり**が必要です。

3-2 アンケート結果からみる現状と課題

行政に求める 相談機能の充実

協働のまちづくりのため行政が取り組むべきことについて、市民、町内会は「相談機能の充実」が上位、市民活動団体、事業者は「インターネット・SNSで情報発信・共有」が上位です。

⑩ 【すべて対象のアンケート】協働のまちづくりのため行政が取り組むべきこと

各団体・個人のトップ5

	市民 (n=713)	町内会 (n=511)	市民活動団体 (n=117)	事業者 (n=127)
1位	相談機能の充実 (36.7%)	相談機能の充実 (41.3%)	インターネット・SNSで情報発信・共有 (40.2%)	インターネット・SNSで情報発信・共有 (46.5%)
2位	インターネット・SNSで情報発信・共有 (33.7%)	市民活動・協働事例の提供 (37.2%)	サポートセンターの充実 (33.3%)	団体との交流・連携機会の提供 (42.5%)
3位	市民活動・協働事例の提供 (27.8%)	団体との交流・連携機会の提供 (28.8%)	市民活動への参加の働きかけ (31.6%)	市民活動・協働事例の提供 (41.7%)
4位	学校での協働教育 (23.3%)	サポートセンターの充実 (27.8%)	学校での協働教育 (20.5%)	学校での協働教育 (31.5%)
5位	市民活動への参加の働きかけ (22.4%)	協働に役立つセミナー、講座 (25.8%)	クラファン(※8)などの民間資金の活用 (18.8%)	協働に役立つセミナー、講座 (29.9%)

行政が取り組むべきこと

- つながりが薄くなり、多様な地域課題を抱える町内会や市民は、まずは相談したいと考えていると推測されます。協働の意識を醸成し、地域の課題や住民ニーズを把握するためには、**行政も話し合いに参加する必要があります。**
- インターネットやSNSの情報発信手段の拡充を検討し、市民活動団体や事業者のニーズを把握します。

(※8) クラファン：クラウドファンディングの略。インターネットを通じて、不特定多数の人からプロジェクトの資金を募る仕組み。

3-3 わかものワークショップ結果



- 高校生世代が思う「協働のまちづくり」を把握するため、令和6(2024)年7月に、ワークショップ形式で意見交換を行いました。



- 高校生世代は、意見交換やロールプレイングといった**体験を通して**、協働のまちづくりに理解を深めていました。

「理想の協働が生まれているまち」とは？

普段関わりのない人たちと協力して物事を進めていくという、協働のモデルの形成が必要。

スポーツ大会などを通して、国際理解を進め、性別や国籍を超えた様々なつながりを生む。

今よりも子どもが地域に興味を持ち、子どもたちが将来郡山に残りたいと思う社会がいい。

年齢、性別、人種などの垣根を越えて、**自然と協働の輪が広がっていくことが大事。**

- 実現したいこと、若者のことよりもまず、大人の自由や許容がないと厳しい。
- もっと他の学校と協力して地域を盛り上げていきたい。
- 今回、僕たちで導き出したやりたいことを今日だけで終わらせず、これからも忘れずに考えながら生活することでこういった理想が実現できると考えた。
- 初めましての人と郡山市の協働について考えられて楽しかった。自分とは異なった視点を見て、聞くことができ、学びを深めることができた。
- 「協働」についてあまり知らなかったことが多かったので、**ワークショップを通じてよく知ることができた。**
- 今回考えたことが、**学生と大人が一緒に取り組んで実現出来たらいい**と思う。

3-4 前計画の取組と課題

基本方針1 協働のまちを支えるひとづくり

基本方針2 協働に関する情報の発信・共有

基本方針3 協働を進めるための仕組みづくり

➤ 前計画においては、3つの基本方針と7つの基本施策により、基本目標「誰もが地域で輝く市民総活躍のまち」の実現に向けて取り組んできました。前計画に実施した取組並びに、本市の現状及びアンケート結果から見えた課題をまとめました。

基本施策	主な取組	アンケート等の結果	課題
①協働を支える人材の育成と協働意識の醸成	若者と地域団体や企業等との交流機会を創出するとともに、まちづくりに関し若者の意見を反映するための環境を整備した。 ① わかものボーダーレスプロジェクト（※9） ② 郡山ユースカウンスル（※10）	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動への参加率は低い。 まちづくりに参加するきっかけがない。 協働のイメージがわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 若者などの多様な世代（無関心層を含む）が、仲間とともに、まちづくりに声をあげられる仕組みづくり。 協働のイメージを共有するためのまちづくりの体験の充実。
②協働の担い手となる人材の活用	幅広い世代の知見や経験を生かした、まちづくりへの人材の活用が一定程度できている。 ① ファミリーサポート事業のまかせて会員（※11）や子育てボランティアの活用 ② 郡山自主夜間中学（※12）（郡山市教育委員会と共催）での教員経験者や大学生の活用	町内会をはじめとした市民活動団体や事業者の担い手の確保が課題。	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動サポートセンターの登録者をさらに有効に活用し、関係機関と連携してボランティア活動の促進を図る。 市民活動顕彰事業で顕彰された団体や個人の知識や経験を、活用できる仕組みを整備する。
③ICTを含めた多様な手段による情報の発信・共有	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続きはDX、簡素化が進んでいる。 ① 行政手続きのオンライン化（※13）の推進 市民や市民活動団体のICT活用の受講者数は増加している。 ② 町内会DX推進事業ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 世代によって、受け取る媒体が違う。 特に高齢世代のデジタル化は進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 世代に適したSNSによる情報発信。 市民のデジタル活用の推進継続。 デジタル化によって取り残される市民が出ないように、多様な手段で情報サービスを提供する。

（※9）わかものボーダーレスプロジェクト：高校生が自ら設定するテーマに基づき、ワークショップやフィールドワーク等を実施し、若者視点での地域活性化策を提案する事業。

（※10）郡山ユースカウンスル：子ども・若者の教育施策に対する意見の反映及び、社会に寄与する人材育成を目的に、中学生がグループワークを通して、市に提言する事業。

（※11）ファミリーサポート事業：子どもを預かってほしい方と預かることができる方（まかせて会員）がそれぞれ会員となり、相互援助により、地域で子育てに取り組む事業。

（※12）郡山自主夜間中学：さまざまな事情で中学校に通えなかった方など、誰でも学ぶことができる場を提供する団体。講師は、資格不要で、地域の人材を活用している。

（※13）行政手続きのオンライン化：市への申請や届出などの手続きが、パソコンやスマートフォンから時間や場所を問わずに行うことができること。

3-4 前計画の取組と課題

基本施策	主な取組	アンケート等の結果	課題
④市民活動への参加と市民参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動交流フェスタ等、市民活動に親しめるイベントを規模を拡大して実施した。 行政への市民参画については、多様な手法により、機会の充実が図られている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 若者居場所づくり社会実験（※14） ② ネクスト100未来戦略会議（※15） ③ 町内会長等と市長との懇談会、地域に出向いて実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動への参加率は低い。 行政の事業に参画している市民の割合が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> フェスタは市民活動の参加促進につながっているか再検証。 市民活動や地域活動に気軽に楽しく参加できる環境づくり。 多様な手段による、行政への参画を促進する仕組みづくり。
⑤市民活動がしやすくなるための支援	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動サポートセンターの講座の受講者は、毎年増加し、一定のニーズを満たしている。 市民活動サポートセンターの機能充実（zoom相談、クラウドファンディング・多文化共生・SDGS専門相談会） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体（特に町内会等の地域活動団体）の高齢化、担い手不足。 町内会等の役員の負担軽減などが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動団体等の事業を簡素化し、地域活動団体向けの支援を充実させる。 持続可能な運営を実現するための具体的なノウハウを必要とする個人や組織に対し、適切な支援。
⑥市民等が持つ資源を生かしたまちづくり	<p>大学や専門学校、関係機関との連携事業が増加し、市民等が持つ資源を生かしたまちづくりが進展している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 他機関との連携協定数の増加（令和7（2025）年9月1日現在、311件） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体（特に町内会等の地域活動団体）の高齢化、担い手不足。 事業者は地域とのつながりを求めている。 	<p>地域活動団体等の持続可能な団体運営に向けて、大学、企業、地域住民団体など多様な主体との協働を促進する。</p>
⑦協働で進める安全・安心なまちづくり	<p>市域全体で安全、安心な協働のネットワークを形成した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① セーフコミュニティ活動（※16）の推進 ② 重層的支援体制整備事業（※17） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動サポートセンターの登録者数の増加。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のネットワークを活用し、団体間の情報共有や互助の推進を図る。 市民活動サポートセンターや関係団体が協力し、資源や情報を共有する仕組みづくり。

（※14）若者居場所づくり社会実験：中心市街地における若者の居場所づくりや賑わい創出を目的に、高校生や専修学校生が公共空間の利活用による社会実験を実施した。

（※15）ネクスト100未来戦略会議：次の100年を見据え、持続可能なまちづくりのため、多様な世代の市民100人で構成するワークショップ等の会議を実施した。

（※16）セーフコミュニティ活動：地域住民や団体、行政などの協働により、地域の実情をデータを用いて客観的に評価し、けがや事故を未然に防ごうとする活動。

（※17）重層的支援体制整備事業：高齢、障がい、こどもなど複雑化した課題を抱える世帯に対し、多機関によるプラットフォームを構築し、包括的支援を行う事業。

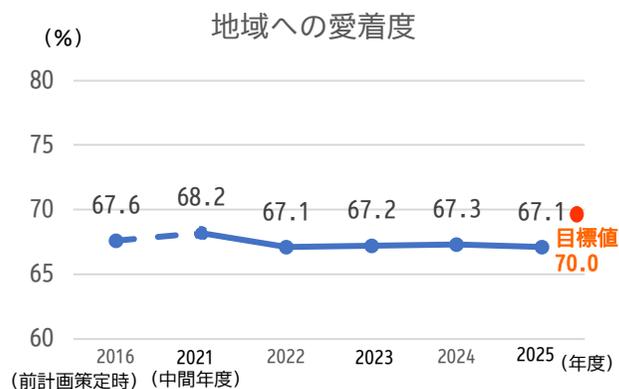
3-4 前計画の取組と課題

全体指標

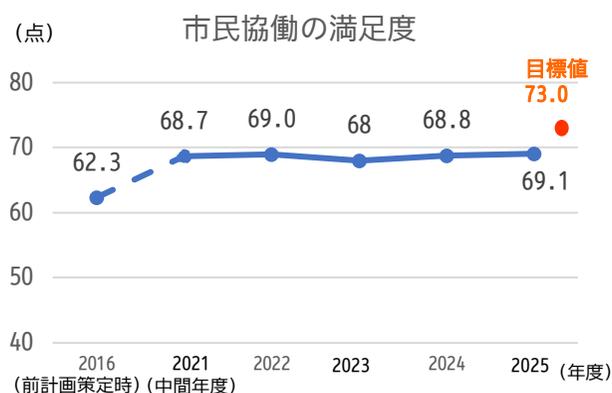
前計画では、計画全体の進捗状況を把握するため、毎年実施している市民意識調査のうち、協働に関する項目を全体指標としています。

【市民意識調査】 市政全般に対する市民アンケート ①調査地域：郡山市全域 ②調査標本数：1,500人（男性750人、女性750人）

【全体指標1】 地域への愛着度
「今後も郡山に住みたい」と回答した市民の割合



【全体指標2】 市民協働の満足度
「市民協働」の取組状況に対する満足度



【全体指標3】 市民協働の重要度
「市民協働」が重要と回答した市民の割合



【全体指標の課題】

- 全体指標（市民の実感）は概ね横ばいで、いずれも目標値には達していません。
- 協働のまちづくりが進んでいると市民が実感できるようにするためには、**市民の具体的な行動につながるような、わかりやすく実効性のある計画にする必要があります。**
- そのため、前計画の取組やアンケート等の結果で明らかになった課題を、第三次計画の方針に反映させる必要があります。

3-5 市民活動サポートセンターの現状と課題

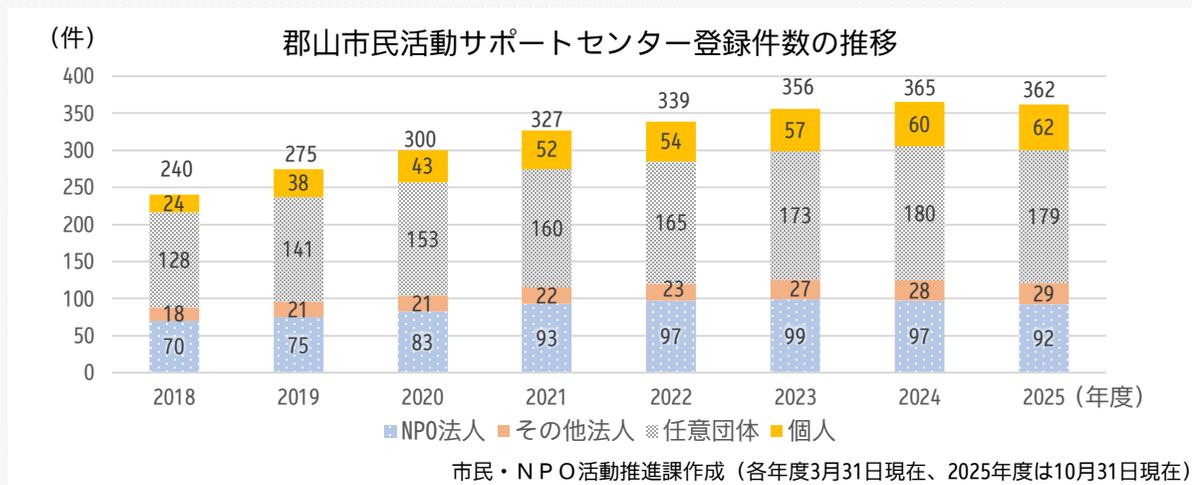
現在の取組

- 現状で見えてきた課題を解決していくためには、市民活動サポートセンターの利用促進が必要です。これからの協働のまちづくりに向け、新たな課題やニーズに応じた、事業や運営の見直し、改善に取り組む必要があります。

業務内容	主な取組
市民活動に関する相談・助言	<ul style="list-style-type: none"> ・対面のほかオンラインによる相談 ・専門相談会（クラウドファンディング、多文化共生、SDGs など） ・ニーズに合わせた個別相談会
市民活動の人材・団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に役立つ講座（対面・オンラインどちらも対応）
市民活動及び団体情報の収集・提供 センターの業務及び機能の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジン、ウェブサイト、広報誌、SNSによる情報発信 ・ウェブサイトで、市民活動団体の情報を掲載するデータベース
市民活動に係る連携・協働の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートセンター登録者と市民活動団体のマッチング
市民活動団体相互の交流機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動交流フェスタの開催

登録者の多様化

市民活動サポートセンターの登録件数（※18）を見ると、任意団体や個人での登録が増加しており、市民活動の形態が多様化し、個人で何かしたいという方が増えている傾向です。

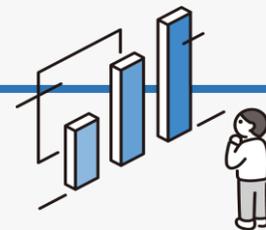


サポートセンターの課題

市民活動は、NPO法人に限らず、多様な団体や個人により展開されています。そのため活動をより広げるためには、**多様な人材の活用**が必要です。

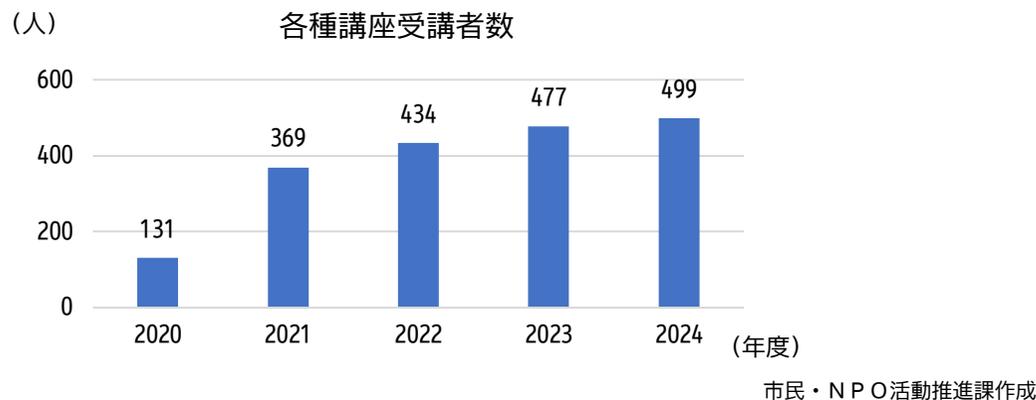
（※18）市民活動サポートセンター登録件数・・・市内等で市民活動をしている、又は興味がある団体や個人で、サポートセンターに登録している団体・個人。

3-5 市民活動サポートセンターの現状と課題



講座受講者は増加

市民活動サポートセンターが主催する講座は受講者数が増加しており、市民活動の一定のニーズを捉えた講座を提供できています。



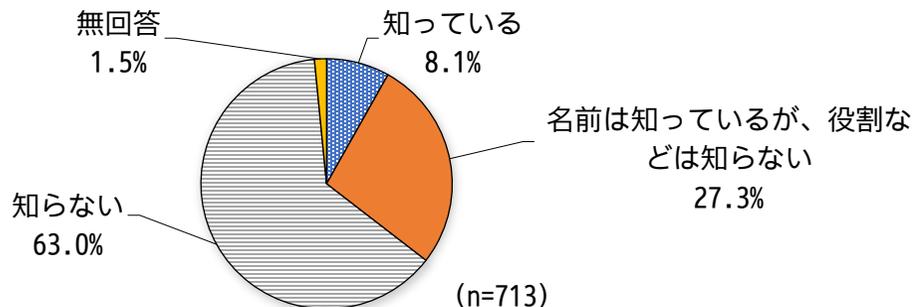
サポートセンターの課題

一定のニーズを捉えた講座は実施できています。しかし、市民活動団体、特に町内会等の地域活動団体は、**担い手不足や高齢化といった課題**を抱えており、これらの団体の**課題やニーズに適切にマッチングする取組**が必要です。

低い認知度

市民活動サポートセンターを知っているかについて、「知っている」が8.1%にとどまっており、認知度が低いです。

【協働のまちづくり 市民アンケート】市民活動サポートセンターを知っているか

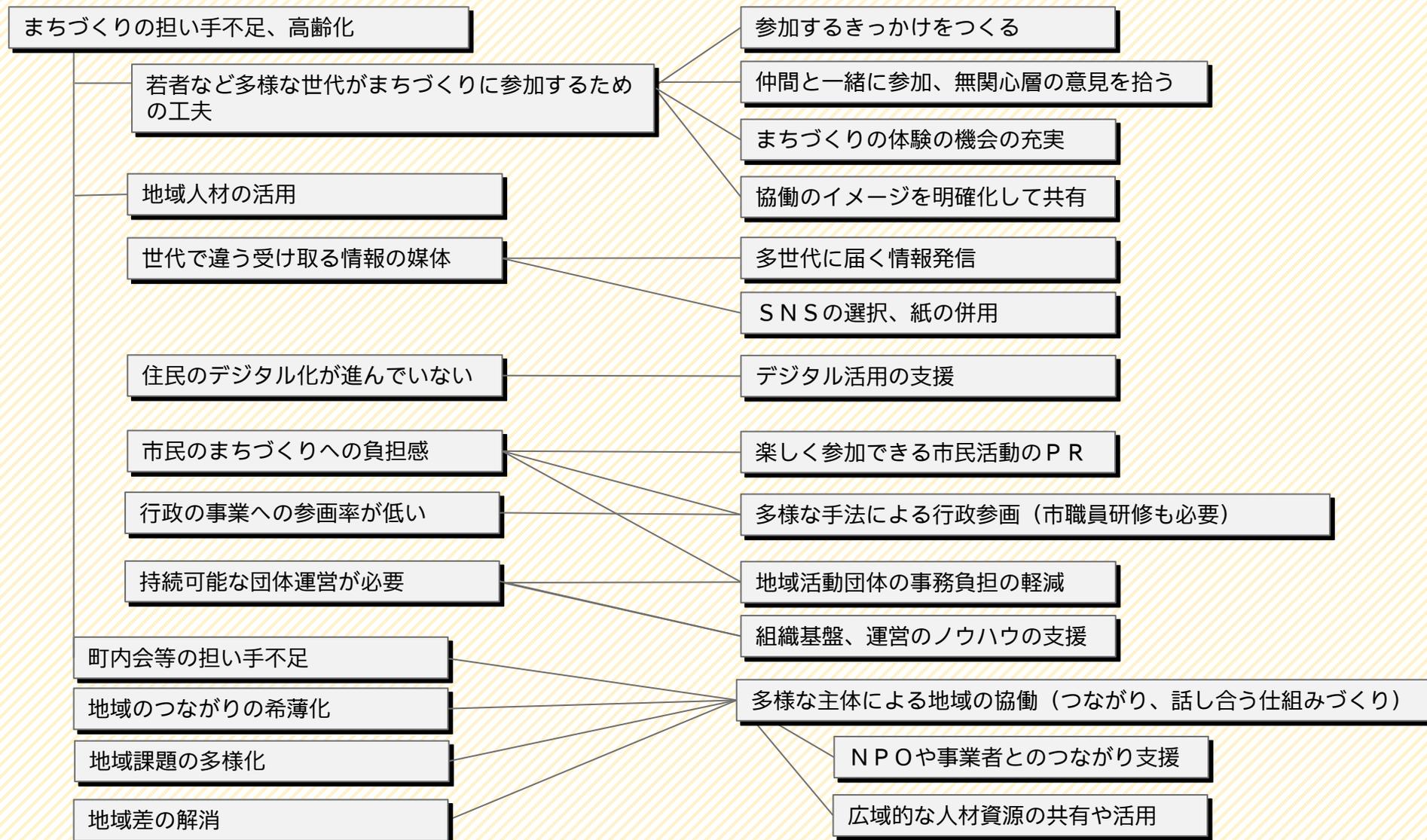


サポートセンターの課題

市民活動サポートセンターの**認知度を高め、「利用してみたい」と感じてもらえるようなニーズのマッチングを進めることが重要**です。

3-6 現状の課題とまとめ

➤ 郡山市の現状、アンケート結果及び前計画の取組から見えた課題をまとめました。



4 あるべき将来像と基本方針・基本施策

4-1 あるべき将来像（基本目標）

急速に変化する社会情勢を背景に、様々な地域課題に対応するため、「第三次郡山市協働推進基本計画」のあるべき将来像（基本目標）を次のとおり策定します。

あるべき将来像（基本目標）



市民協働で創る 誰もが幸せを感じられるまち

地域に住む市民一人ひとりが感じる幸せの尺度は違います。
すべての人が対等の立場で、
それぞれが望むまちづくりのために、話し合うことが重要です。
その話し合いの場を形成し、ともに地域課題の解決に向け、
できる範囲で行動を起こしていくことが、
その地域に住む人たちの「幸せの実現」、
「住み続けたい」と思える「**選ばれるまち**」につながります。

4-2 基本方針及び基本施策

3つの基本方針

あるべき将来像（基本目標）の達成のため、次の3つの基本方針を定めます。

基本方針

1

協働の担い手となるひとづくり

協働のまちづくりを進めるためには、多様な世代の市民が主体的にまちづくりに参加する意識を高める必要があります。また、地域で活躍する人材を生かし、協働の担い手となる人材育成を進めていきます。

基本方針

2

協働を醸成する環境づくり

まちづくりに参加したいという気持ちを形にできる環境づくりが必要です。誰もが必要な情報を得られる仕組みを整え、気軽に市民活動に参加できるように支援するとともに、持続可能な団体運営を実現するための支援体制を充実させていきます。

基本方針

3

多様な主体による協働のプラットフォーム

多様化する地域課題に対応するため、団体や市民同士が協働で取り組む仕組みを構築する必要があります。市民活動団体やNPO、事業者など、多様な主体が話し合う場（プラットフォーム）の形成や、取組を推進するための支援を行います。

4-2 基本方針及び基本施策

基本方針の考え方

市民や団体、行政等による協働のまちづくりの推進を基本方針ごとにイメージすると、以下のとおりです。

◎ 地域の担い手である町内会・自治会
個別の地域課題に対応するNPOや他の地域活動団体

- 高い加入率（地域の代表性が高い）
- 防災、ごみ問題、広報配布など地域に密着した取組

加入率の低下 役員の高齢化 担い手の不足

多様化する地域課題やニーズへの対応が難しい

基本方針1 協働の担い手となるひとづくり

市民が活動に参加するために

- 市民の意識醸成
- 地域で活躍している（したい）人材の活用



基本方針2 協働を醸成する環境づくり

市民活動に参加しやすい環境整備

- 情報発信（SNSの選択、デジタル活用）
- 持続可能な運営のための支援、負担軽減



市民参加の促進、団体の活力の維持



加えて

市が、多様な団体、住民の話し合う場の形成を支援し、課題対応

基本方針3 多様な主体による協働のプラットフォーム

市民同士の地域協働

「市民、団体同士が話し合える場」の形成

=協働のプラットフォーム
地域の団体や住民が参加、顔の見える関係づくり



市民等と市の協働

公共サービス + 地域特有のニーズや課題

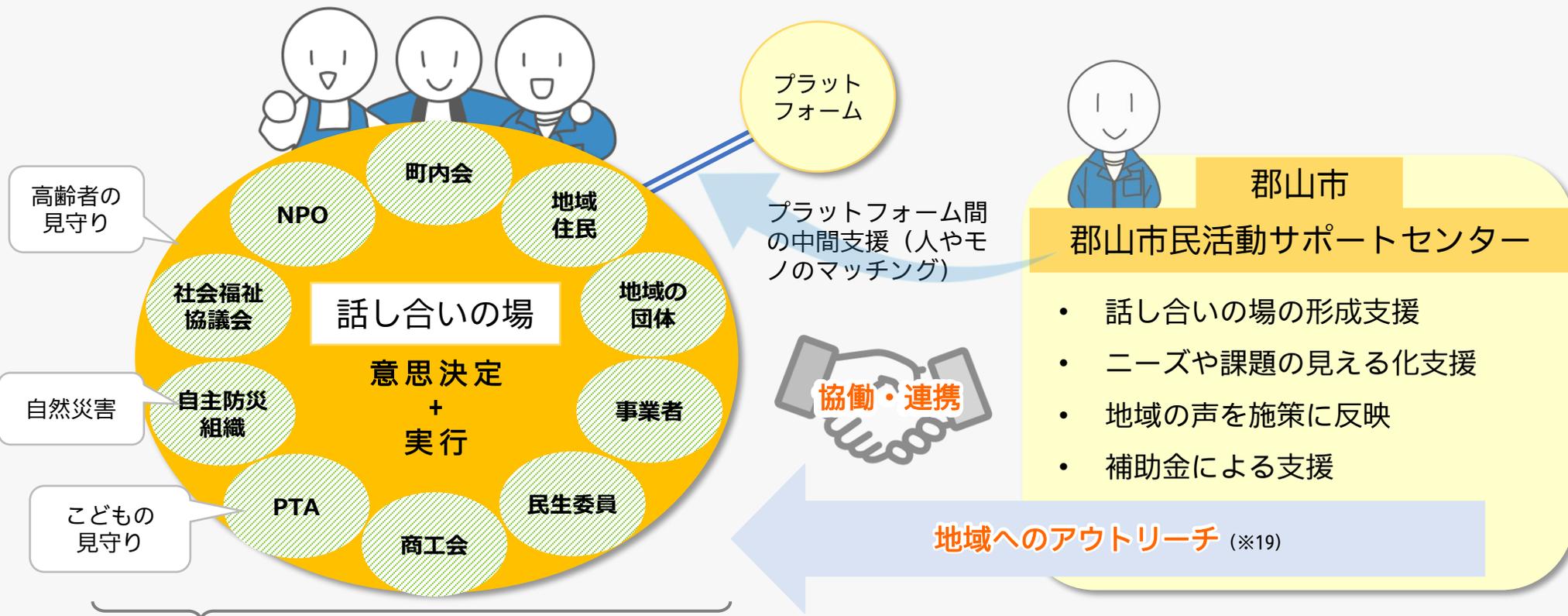
- 地域と市と一緒に考える
- 分野横断的、部局横断的に対応



4-2 基本方針及び基本施策

基本方針3 多様な主体による協働のプラットフォームとは

市は、市民同士が話し合える場づくり（プラットフォーム）の形成を支援します。その話し合いの中で、地域課題やニーズの見える化を図り、課題解決までの方法や支援の在り方を地域とともに考えていきます。



地域協働
(市民同士の協働) **協働のプラットフォーム**

市民等と市の協働

(※19) アウトリーチ：支援が必要な人や地域に、支援者が自ら出向いて支援をすること。

4-2 基本方針及び基本施策

7つの基本施策

3つの基本方針を踏まえ、それらを実現するために、7つの基本施策を設定します。
また、各基本施策の推進に当たっては、市民活動サポートセンターの活用を積極的に図ります。

基本方針1 協働の担い手となるひとづくり

基本施策1 主体的にまちづくりに参加する意識の醸成

基本施策2 まちづくりを支える多様な人材の活用



基本方針2 協働を醸成する環境づくり

基本施策3 誰もがいつでも得られる情報の発信・共有

基本施策4 市民活動への参加と市民参画の促進

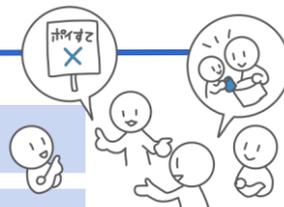
基本施策5 持続可能な市民活動のための支援



基本方針3 多様な主体による協働のプラットフォーム

基本施策6 地域の活力を維持するまちづくり

基本施策7 広域的に協働の輪が広がる仕組みづくり



市民活動サポートセンターの活用
〈横断的ポイント〉

4-3 全体指標

- 本計画で掲げる3つの基本方針の達成度を検証するためには、客観的なデータの進捗状況と、市民一人ひとりが協働のまちづくりが進んでいると実感できているかという「主観的な評価」を確認することが必要です。
- そのため、本計画では、基本目標を踏まえ、**2つの全体指標**を設定し、市民協働のまちづくりの進捗状況を測定します。
- なお、各基本施策ごとの評価方法については、本計画に基づく実施計画で定め、進捗の管理を行います。（詳細は「5 推進体制」を参照してください。）



全体指標

全体指標	現況値	目標値 (令和15 (2033) 年度)
① 市民活動への参加率	63.5% (令和6 (2024) 年度)	73.0%
② 幸福実感の割合 (市民が幸せを感じているか)	最新の現況値及び推移を確認	

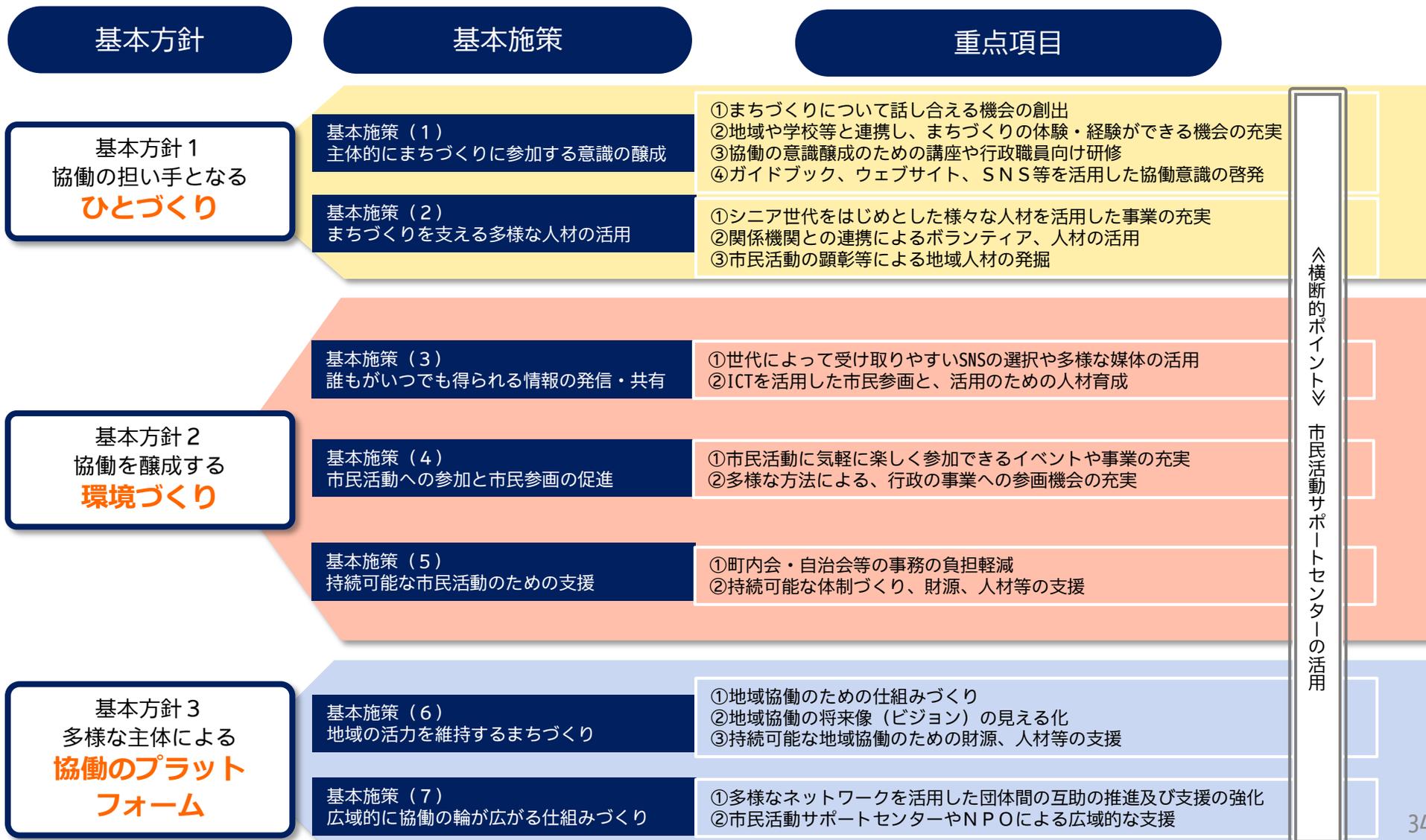
- ① 市民活動への参加機会を充実し、市民活動や協働のまちづくりへの参加者を増やします。現況値は、令和6 (2024) 年度に実施したアンケート結果の数値です。
- ② 郡山市第7次総合計画のウェルビーイング指標 (※20) のひとつであり、「このまちに住んで良かった」と心から感じる幸福実感の充実度を測ります。

(※20) ウェルビーイング指標：地域幸福度 (Well-Being) 指標。市民の「暮らしやすさ」と「幸福実感」を数値化・可視化する指標。

各基本施策に基づき、より具体的に事業の推進を図るため「重点項目」を設定します。基本目標から重点項目までの体系図は以下のとおりです。

郡山市第7次総合計画大綱Ⅵ 「市民とともに創る開かれた自治と持続可能な行政経営の確立」

基本目標 **市民協働で創る 誰もが幸せを感じられるまち**



△横断的ポイント▽
市民活動サポートセンターの活用

基本施策 1 主体的にまちづくりに 参加する意識の醸成

- 若者を含む多様な世代の市民が、地域や行政のまちづくりについて自由に話し合ったり、まちづくりを体験したりして、主体的にまちづくりに参加する協働の意識を育てます。
- また、協働の具体的なイメージを共有するため、講座の開催やガイドブックなどを活用し、協働の普及に努めます。

重点項目①

まちづくりについて話し合える機会の創出

地域づくりや行政の事業に対して、誰もが自由に意見を述べたり、話し合ったりできる機会をつくり出します。

特に次世代を担う若者に向けては、仲間同士で参加しやすい環境づくりに取り組みます。

重点項目②

地域や学校等と連携し、まちづくりの体験・経験ができる機会の充実

こどもや若者が、地域との協働によるまちづくりを経験できる機会の充実を図ります。
また、若者のまちづくりに関するニーズを把握し、地域と若者が関係性を構築する機会をつくり、具体的な活動につないでいきます。

重点項目③

協働の意識醸成のための講座や行政職員向け研修

協働のまちづくりを進めるための講座を開催します。
また、市民との協働を深めるため、市職員向けの研修を実施します。

重点項目④

ガイドブック、ウェブサイト、SNS等を活用した協働意識の啓発

誰にでも分かりやすい本計画の概要版を作成し、機会をとらえて周知・啓発を行います。
また、市民活動サポートセンターの積極的な活用のための周知を行います。

☆ サポセン（市民活動サポートセンターの略称）の役割

- 市民協働のための講座の開催（市職員含む）
- 学生団体との交流機会の創出



市民協働のための講座

基本施策 2 まちづくりを支える 多様な人材の活用

- もともと地域で活動している人材は一定数おり、そういった貴重な人材を活用していくことは、まちづくりにおいてますます必須となります。
- まちづくりに参加したい、社会のために何かしたいという人材の掘り起こしや、既に活動している人材の功績を広く社会に周知していきます。

重点項目①

シニア世代をはじめとした様々な人材を活用した事業の充実

市民活動サポートセンターの登録者数を増やし、登録者のスキルを活用して様々な人材と市民活動を効果的につなぎます。

また、シニア世代や子育てが一段落した世代を含む幅広い人材を活用した事業の推進を図ります。

重点項目②

関係機関との連携によるボランティア、人材の活用

郡山市社会福祉協議会やボランティアを活用している関係各課と連携し、ボランティアの情報を共有するとともに、活用の利便性を高める仕組みづくりを進めます。

重点項目③

市民活動の顕彰等による地域人材の発掘

地域で活躍する人材を顕彰し、その活動を広く市民に周知するとともに、団体や個人同士が交流できる場を設け、協働のきっかけとなる機会を提供します。



市民活動の表彰式で実践者が集合

☆ サポセンの役割

- サポセンの登録者・団体と市民活動のマッチング
- 郡山市社会福祉協議会との連携によるボランティアの活用
- 市民活動団体・個人の交流機会の創出

基本施策3

誰もがいつでも得られる 情報の発信・共有

- 世代によって活用するSNSは異なるため、世代に応じたSNSを選択し、双方向で情報を活用します。
- 一方で、デジタル活用が浸透していない世代や、SNSでは届きにくい情報については、必要に応じて紙媒体を活用します。
- 同時に、ICTの活用がますます重要になるため、市民のデジタルスキルの向上を図ります。

重点項目①

世代によって受け取りやすいSNSの選択や多様な媒体の活用

市民活動の情報発信においては、世代ごとに適したSNSを選んで活用します。
また、必要に応じて紙媒体も取り入れ、誰にでも分かりやすく、関心を持ってもらえる情報を発信します。

重点項目②

ICTを活用した市民参画と、活用のための人材育成

幅広い世代によるICT活用を促進するため、市民向けのスマートフォン講座やデジタル活用のための講座を開催します。



「ICT活用講座」
町内会向けに開催した

☆ サポセンの役割

- メール、SNS、広報誌による情報発信
- 世代に応じたSNSの選択、活用
- ウェブサイトでの市民活動データベースの更新及び公表
- ニーズに合わせた情報の発信

基本施策4 市民活動への参加と 市民参画の促進

- 忙しい中でも市民活動に参加したい、地元の活動に参加したいと思えるようなイベントや事業の充実を進めます。
- 行政への参画については、市職員に対し、市民との協働による事業推進への意識醸成を目的とした研修を行います。あわせて、市民が行政の事業に参画したいと感じられるような取組や手段の拡充を図ります。

重点項目①

市民活動に気軽に楽しく参加できるイベントや事業の充実

市民活動を始めたり参加したりしたいと思えるよう、市民活動に気軽に親しめるイベントや事業を実施します。また、市民ニーズを把握し、イベントの開催方法などを検討し改善します。



市民活動のイベントで活動のPRをする様子

☆ サポセンの役割

- 市民活動交流フェスタの開催
- 市民協働のための講座の開催（市職員含む）
- 市役所の業務と関係団体のマッチング

重点項目②

多様な方法による、行政の事業への参画機会の充実

市職員の協働の研修を踏まえ、各所属において、各種事業（企画立案、事業実施、評価、改善など）への市民の参画機会を拡充するとともに、市民が積極的に参画したいと感じられる取組を進めます。

基本施策 5 持続可能な市民活動の ための支援

- 持続可能な市民活動を推進するためには、まず団体、特に町内会や自治会等の事務負担を軽減し、余裕をもった運営体制を整える必要があります。
- また、財源や人材の支援に加え、組織基盤の形成や持続可能な運営を実現するための支援の充実を図ります。

重点項目①

町内会・自治会等の事務の負担軽減

行政機関が、町内会や自治会などの地域活動団体に依頼している事務を整理し、団体の事務負担を軽減します。

重点項目②

持続可能な体制づくり、財源、人材等の支援

補助金や助成金による支援に加え、組織基盤の形成や安定した収入の確保、人材の活用、デジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）（※21）の推進など、持続可能な運営を実現するための支援を行います。



補助金を活用し、地域の清掃を行う様子

☆ サポセンの役割

- 各種相談、助言、運営支援
- 外部専門家による相談会
- ニーズに応じた個別講座

（※21）DX（デジタルトランスフォーメーション）：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

基本施策 6 地域の活力を維持する まちづくり

- 地域課題はますます多様化しており、行政による一律の公共サービスでは対応しきれない部分が生じています。
- 単独の地域コミュニティでは、ヒトやモノの地域資源が限られているため、一定の区域内で、町内会、学校、PTA、社会福祉協議会など、多様な主体が協力し合うための「協働のプラットフォーム」の形成を支援し、持続可能な地域づくりを進めます。
- 地域でできることは地域が主体的に解決する「地域の協働」を進める一方、地域で対応が難しい課題については行政が補完する「地域と行政の協働」を推進していきます。

重点項目①

地域協働のための仕組みづくり

協働のワークショップ等を実施し、地域の住民が自由に意見を出し合える話し合いの場（協働のプラットフォーム）の形成を支援します。



地域での話し合いの様子

重点項目②

地域協働の将来像（ビジョン）の見える化

地域が主体的に、地域課題を提起し、地域づくりのための中長期的な目標を設定できるよう支援するとともに、課題や目標を明確化して共有します。

重点項目③

持続可能な地域協働のための財源、人材等の支援

話し合いの場を継続的に運営し、地域課題に向き合いながら地域づくりの目標達成を目指すため、必要な財源や人材等、安定した運営のための支援を行います。

☆ サポセンの役割

- 地域への積極的なアウトリーチ（訪問支援）
- 話し合いの場の形成支援
- ニーズや課題の見える化支援
- 継続的な運営に向けての支援

基本施策 7

広域的に協働の輪が
広がる仕組みづくり

- 個々の協働のプラットフォームでは、人手や使える施設、予算、情報などが足りないことがあります。複数のプラットフォームが交流し、資源や情報の共有ができるようにします。
- 行政や各団体が持つ既存のつながり（ネットワーク）を活用し、地域の枠を越えて団体間の協力体制を強化します。
- 市民活動サポートセンターや関連する市民活動団体、個人が地域を訪問し、それぞれの団体の特性を生かした支援を行います。

重点項目①

多様なネットワークを活用した団体間の互助の推進及び支援の強化

協働のプラットフォーム同士が交流できる機会を提供し、資源や情報の共有及び、団体間の互助を推進します。

また、行政や団体間のつながり（ネットワーク）（※22）の活用や、本市が協定を結ぶ学校や事業者、こおりやま広域連携中枢都市圏（※23）の市町村や団体との連携により、団体間の支援体制を強化します。



☆ サポセンの役割

- 複数の協働のプラットフォームの交流機会の創出
- プラットフォームの資源やノウハウの共有
- 関係団体と連携した地域への訪問

重点項目②

市民活動サポートセンターやNPOによる広域的な支援

市民活動サポートセンターと関わりのある、専門スキルや資源を持つ市民活動団体や個人と連携して地域に出向き、地域の活動内容に応じて必要な支援を行います。

（※22）行政や団体間のつながり（ネットワーク）：重層的支援体制整備推進事業、こども食堂ネットワーク、郡山市自主防災連絡会など、多分野、多機関での多様なネットワーク。
（※23）こおりやま広域連携中枢都市圏：本市を含む17市町村で形成。事業連携や、「広め合う、高め合う、助け合う」関係の構築を推進し、持続可能な圏域形成を目指している。

4-6 協働のイメージ

市民一人ひとりが、次のような**協働のイメージ**をもって、まちづくりを担っていただけるよう、計画を推進していきます。

【市民が思うこと】

- ・まちづくりには興味がない
- ・今ままで十分生活できている
- ・行政がやればいいのか
- ・そもそも協働って何？
- ・協働なんて面倒くさい
- ・忙しい

【こう思っている人もいるはず】

- ・災害時の助け合いに、顔の見える関係は必要
- ・子どもが戻ってきたいと思えるまちにしたい
- ・行政はスピード感がない
- ・地域の悩みをひとりで抱え込んでいる
- ・空いている時間に社会のために何かしたい
- ・自分のスキルを社会のために役立てたい

【現実】

- ・地域課題の多様化（高齢化、空家、外国人、引きこもり、犯罪の多様化等）



基本方針1 ひとづくり

- ・自分の意見を言える場所がある
- ・「こうしたい」と一緒に思える仲間がいる
- ・協働のイメージが分かってきた
- ・自分のスキルを生かせる場所がある
- ・ボランティアしたい時はここに相談すればOK

基本方針2 環境づくり

- 【市民目線】
 - ・忙しいけど、地元の行事に参加してみよう
 - ・チラシのイベントに出てみよう
 - ・資料は、紙とデジタルが両方あってありがたい
- 【団体目線】
 - ・事務負担が減った
 - ・自分たちの運営が安定してきた
 - ・新しい取組をやってみよう
 - ・困ったときはサポセンに相談！

基本方針3 多様な協働

- ・地域に話し合える場所や機会がある
- ・自分たちでできないことは、ほかの団体に相談できる
- ・地域でできないことは、気軽に行政に相談できる
- ・困ったときはサポセンに相談！

地域に
愛着

やりがい

住み続け
たい

日常の幸せ



まちづくりに参加したい！

まちづくりを続けたい！

みんなでまちづくり！

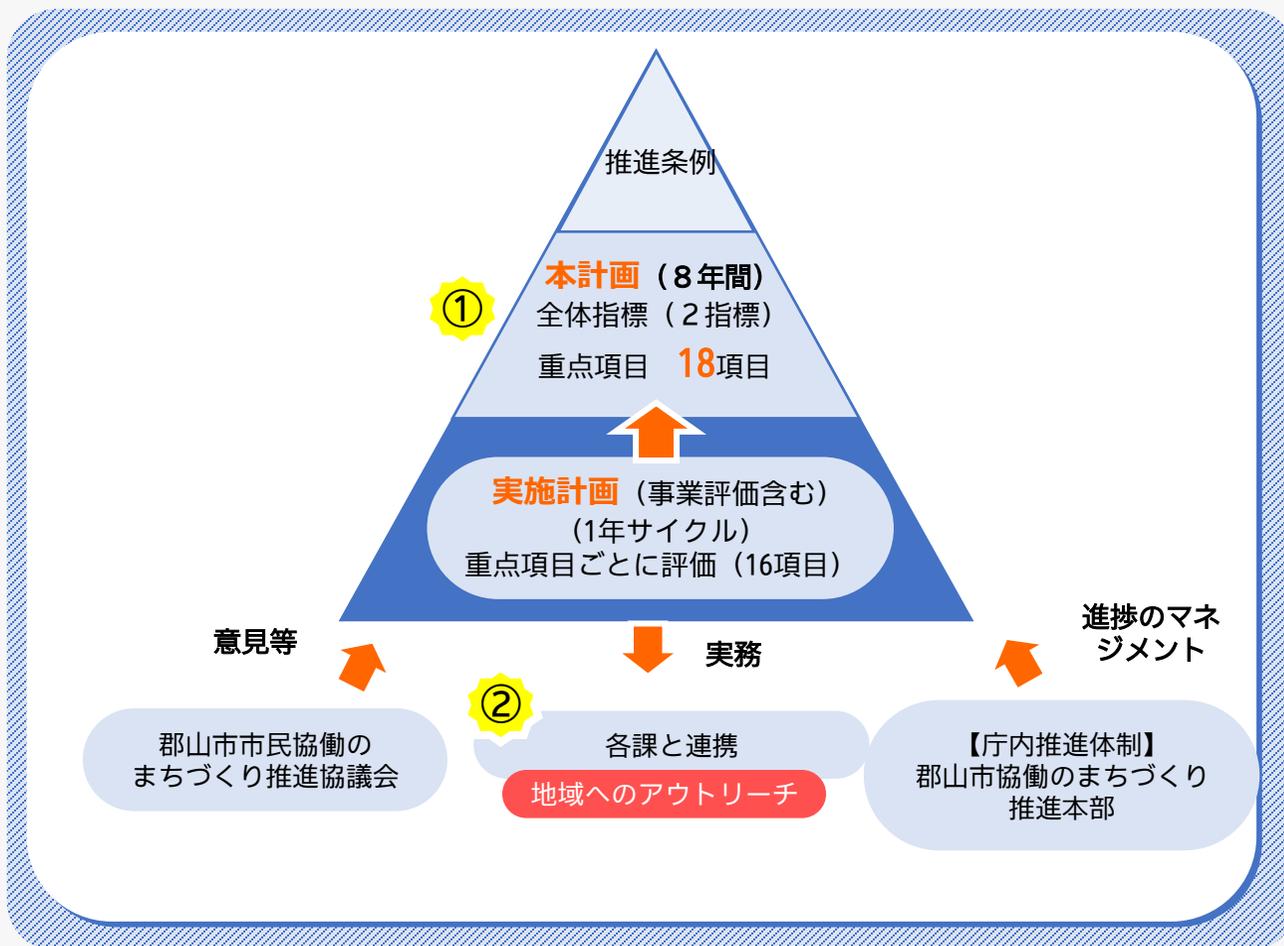
5 推進体制

5-1 推進体制

推進の ポイント

- ① だれが見てもわかりやすい指標の設定と、結果の公表
- ② 部局横断的に取り組む庁内推進体制

- 協働のまちづくりの推進に向け、8年サイクルの本計画の下に、1年サイクルで「**実施計画**」を定め、重点項目ごとに具体的な指標を設定し、定期的に進捗状況を確認します。
- 指標の達成状況や進捗状況については、「**郡山市市民協働のまちづくり推進協議会**」にて意見をいただき、改善を図りながら、本計画を進めていきます。
- 庁内推進体制として、「**郡山市協働のまちづくり推進本部**」を設置し、進捗の確認を行うとともに、実務的には、地域への訪問活動や支援活動により、関係各課との連携を図り、協働のまちづくりを推進していきます。



5-2 実施計画

個別指標については、**実施計画で管理**し、情勢に応じた柔軟な見直しを可能とします。

	基本方針	基本施策	重点項目	具体的取組	指標	進捗	
						R8～R10	R11
≪基本目標≫ 市民協働で創る誰もが幸せを感じられるまち	基本方針1 協働の担い手となるひとづくり	基本施策(1) 主体的にまちづくりに参加する意識の醸成	① まちづくりについて話し合える機会の創出	重点項目ごとに 具体的な取組や事業を選定	具体的取組ごとに、 定量的な指標を設定し、 進捗管理		
			② 地域や学校等と連携し、まちづくりの体験・経験ができる機会の充実				
			③ 協働の意識醸成のための講座や行政職員向け研修				
			④ ガイドブック、ウェブサイト、SNS等を活用した協働意識の啓発				
		基本施策(2) まちづくりを支える多様な人材の活用	⑤ シニア世代をはじめとした様々な人材を活用した事業の充実				
			⑥ 関係機関との連携によるボランティア、人材の活用				
			⑦ 市民活動の顕彰等による地域人材の発掘				
	基本方針2 協働を醸成する環境づくり	基本施策(3) 誰もがいつでも得られる情報の発信・共有	⑧ 世代によって受け取りやすいSNSの選択や多様な媒体の活用	重点項目ごとに 具体的な取組や事業を選定	具体的取組ごとに、 定量的な指標を設定し、 進捗管理		
			⑨ ICTを活用した市民参画と、活用のための人材育成				
		基本施策(4) 市民活動への参加と市民参画の促進	⑩ 市民活動に気軽に楽しく参加できるイベントや事業の充実				
			⑪ 多様な方法による、行政の事業への参画機会の充実				
		基本施策(5) 持続可能な市民活動のための支援	⑫ 町内会・自治会等の事務の負担軽減				
			⑬ 持続可能な体制づくり、財源、人材等の支援				
	基本方針3 多様な主体による協働のプラットフォーム	基本施策(6) 地域の活力を維持するまちづくり	⑭ 地域協働のための仕組みづくり	地域にアウトリーチ(訪問)し、 地域住民のニーズを把握する取組	住民ニーズに適した取組が できているか、定性的に 評価(施策6で一つ)		
			⑮ 地域協働の将来像(ビジョン)の見える化	重点項目ごとに 具体的な取組や事業を選定	具体的取組ごとに、 定量的な指標を設定し、 進捗管理		
		⑯ 持続可能な地域協働のための財源、人材の支援					
		基本施策(7) 広域的に協働の輪が広がる仕組みづくり	⑰ 多様なネットワークを活用した団体間の互助の推進及び支援の強化				
			⑱ 市民活動サポートセンターやNPOによる広域的な支援				

● 本計画で管理

- 実施計画で管理
- 重点項目ごとにありの具体的な取組を選定
 - 重点項目(=具体的な取組)ごとの活動/成果指標
 - 施策6は定性的に評価
 - 具体的な取組の進捗状況

地域の協働の事例を紹介します

地域の話し合いから生まれた
移動支援

地域住民×事業者×行政

【概要】郡山市東部地区では、買い物や通院などの移動に困っているという地域の高齢者の声を受け、民生委員や地元のボランティアが話し合いを行い、令和5年から、社会福祉法人から車両と運転手の協力を受け、近くのスーパーまで高齢者を送迎するサービスを始めました。住民自ら移動支援班を結成し、予約調整や同行支援を行うなど主体的な取り組みを進め、徐々に活動区域を広げています。



高齢者を送迎する様子

地域力を結集！舞木駅から
にぎわい創出

舞木駅の「桜ライトアップ事業」

地域住民×町内会×事業者

【概要】「自分たちの地域は自分たちで魅力あるものに」町内会メンバーで協議会を設立し、JR舞木駅を基点とした地域活性化に取り組んでいます。駅周辺の「おさんぽマップ」を作成・配布するほか、駅周辺の環境整備として一年を通して季節の草花を植えたり、50年先を見据えて桜の苗木等を植樹しています。市内の企業から無償で照明資材の提供を受ける「桜ライトアップ」事業は、各種メディアで取り上げられ多くの観光客が訪れるなど、舞木町の地域活性化に貢献しています。

高校の技術を生かした
地域の魅力再発見

地域住民×町内会×学校

【概要】かつて多様な山野草が自生していた宇津峰山。山林の管理が行き届かず、山野草が激減していました。山野草群生地の復活のため、行政区（町内会）や地元有志、高校生が協働で植栽活動に取り組んでいます。山に自生していたエビネランやヤマユリを岩瀬農業高校で培養し、地域住民が定期的に草刈りや清掃を行い、協力して移植作業に励んでいます。宇津峰山を美しい山野草が群生する市民の憩いの場とするため、活動を継続しています。

高校生が植栽する様子（左）
地域住民が草刈りする様子（右）



市民活動サポートセンターを活用しよう！

市民活動サポートセンターは、市民活動に取り組む皆さんを支援しています。まずは、お気軽にご相談ください。

興味はあるけれど

- ✓ どんな団体、活動があるのか知りたい
- ✓ 何からはじめたらいいのかわからない



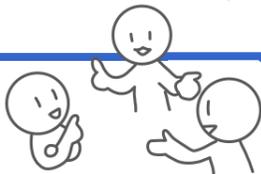
これから活動をはじめたい

- ✓ 自分の経験、スキルを生かしたい
- ✓ 団体に参加したい、団体をつくりたい



もっと活動を広げたい、続けたい

- ✓ 仲間を増やしたい、交流したい
- ✓ 活動を続けたいが、人手が足りない



【問い合わせ先】郡山市市民活動サポートセンター
電話：024-924-3352 メール：ap@utsukushima-npo.jp
所在地：郡山市役所西庁舎3階
運営受託団体：特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク



①まずは相談！

- 活動のはじめ方
- 運営、会計、資金調達
- ボランティア

②学ぶ

- 市民協働のための講座
- 持続可能な運営のための講座
- 専門スタッフによる相談会

③情報

- イベント、講座情報
- ウェブ、SNS、広報誌での発信

④連携

- 団体とのマッチング
- 団体同士の交流イベント

⑤地域へのアウトリーチ（訪問支援）

- 専門スタッフの派遣
- 話し合いの形成
- ニーズに応じた支援

計画の策定経過

年 月	主な内容等
令和6（2024）年4月	令和6年度第1回郡山市協働のまちづくり推進本部
5月	令和6年度第1回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会 ・本計画の策定について、本計画に係るアンケート案について
7月	① 令和6年度第2回郡山市協働のまちづくり推進本部 ② わかものワークショップ
8月	令和6年度第2回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会 ・わかものワークショップの実施報告
7月～9月	協働のまちづくりアンケート（市民等意識調査） （市民、町内会・自治会、市民活動団体、事業者）
12月	令和6年度第3回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会 ・協働のまちづくりアンケート結果報告、協働のまちづくりに係る意見交換
令和7（2025）年3月	令和6年度第4回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会 ・本計画の骨子案について
7月	令和7年度第1回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会 ・本計画の重点項目について
8月	令和7年度第2回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会 ・本計画の重点項目、指標及び、推進体制案について
10月	令和7年度第3回市民協働のまちづくり推進協議会 ・本計画の素案について
11月	市議会にパブリックコメント手続のお知らせ
12月	パブリックコメント手続の実施（12月16日～令和8（2026）年1月14日）
令和8（2026）年2月	令和7年度第4回市民協働のまちづくり推進協議会 ・本計画の最終案について
3月	第三次郡山市協働推進基本計画 策定

郡山市協働のまちづくり推進条例①

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 協働のまちづくりの基本原則（第3条）

第3章 市民等及び市の役割（第4条―第7条）

第4章 協働のまちづくりの推進（第8条―第16条）

第5章 雑則（第17条）

附則

私たちのまち郡山は、脈々と流れるときの中で、地の利を生かした交通の要衝として栄え、人と人とが交流し、先人の努力と行動力により多様な歴史と文化をはぐくんできたまちです。また、明治初期に国営事業として行われた安積疏水の開削や安積開拓は、人々の英知や技術力の結集を生んだ、まさに、この地の住民や全国からの移住者などが成し遂げた協働の先駆けともいえる事業です。さらには、昭和の戦災復興期から現在まで継承される市民を主体とする音楽活動により郡山の都市イメージは、「東北のウィーン 楽都 郡山」と称されるまでに発展しました。

しかしながら、社会情勢の変化とともに、少子高齢化の進行や市民の生活様式の多様化、地域コミュニティにおける安全、安心意識の高まりや連帯意識の希薄化等の状況があり、これまで以上に、自主、自立の市民協働社会の確立が求められています。

活気と情熱にあふれた市民の行動力、そして、自助、互助、公助の考え方に基づくボランティアや社会貢献活動は、地域の連帯意識を高め、未来に向かって、郡山を大きく育てる原動力です。そして、この行動は、郷土愛をはぐくむとともに、自己実現を図り人生や家族の暮らしを豊かにするものでもあります。

このような状況を踏まえ、私たちは、大好きな郡山がいつまでも希望が持て、子どもたちが夢を語ることでできるまちであるために、一人ひとりの笑顔と出会いを大切に、それぞれの立場で連携し、助け合いながら、協働によるまちづくりの主体として、一步一步、着実に前進していきたいと考えています。このため、私たちは、市民が主役の協働のまちづくりを推進することにより、魅力と活力のあるふるさと郡山の実現を図ることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、協働のまちづくりの基本原則を定め、市民等及び市の役割を明らかにすることにより、市民が主役の協働のまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (2) 市民活動団体 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の団体で市民公益活動を継続的に行うものをいう。
- (3) 事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。ただし、市民活動団体を除く。

- (4) 市民等 市民、市民活動団体及び事業者をいう。
- (5) 市民公益活動 市民等が自主的かつ自発的に行う不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (6) 協働 市民等及び市が、対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のためにも取り組むことをいう。
- (7) 地域コミュニティ 市民が連帯感及び信頼関係を持って、生活している場所及び相互の交流が行われている基礎的な生活空間をいう。
- (8) 人づくり 積極的に活動ができる人又は専門的な知識を持つ人を育成することをいう。
- (9) 地域資源 地域の自然、歴史、伝統文化、人材等の有形無形のものを用いる。
- (10) 市民参画 市民等が市の施策等の企画、立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。

第2章 協働のまちづくりの基本原則

（基本原則）

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、協働のまちづくりを推進する。

- (1) 協働の機会は、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、市民等の誰もが有すること。
- (2) 協働に対する理解を深め、互いの信頼関係の構築に努めること。
- (3) 協働に関する情報を交換し、その共有に努めること。
- (4) 市民公益活動における自主性及び自発性を尊重すること。
- (5) 地域コミュニティの重要性を認識し、その維持及び発展に努めること。

第3章 市民等及び市の役割

（市民の役割）

第4条 市民は、前条の基本原則（以下「基本原則」という。）に基づき、知識、技能、経験等を生かし、協働のまちづくり及び市民公益活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、協働のまちづくり及び市民公益活動に参加し、及び協力するときは、自らの意見及び行動に責任を持つよう努めるものとする。
- 3 市民は、協働のまちづくり、市民公益活動及び地域コミュニティに関する情報を積極的に把握するよう努めるものとする。

郡山市協働のまちづくり推進条例②

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、基本原則に基づき、地域性、専門性等を生かし、協働のまちづくり及び他のものの実施する市民公益活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、市民公益活動に関する情報の発信を図り、市民公益活動に対する市民の理解及び参加の促進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本原則に基づき、地域コミュニティの一員として協働のまちづくり及び市民公益活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、協働のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 市は、公平性、公正性及び透明性をもって、協働のまちづくりに関する市民等との連携及び市民等への支援を図るものとする。

3 市は、市民等が協働に対する理解を深め、自主的に協働のまちづくりに参加できるよう、市政に関する情報のわかりやすい発信に努めるものとする。

4 市は、市民等の協働のまちづくりに関する意識の啓発に努めるものとする。

5 市は、公共的な課題を解決するために、必要に応じて国、他の地方公共団体等との連携に努めるものとする。

第4章 協働のまちづくりの推進

(青少年の参加に関する環境づくり)

第8条 市民等及び市は、青少年が協働のまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

(人づくり)

第9条 市民等及び市は、学習、研修等の機会を充実することにより、協働のまちづくりの担い手となる人づくりに努めるものとする。

(ゆかりがある人々とのつながり)

第10条 市民等及び市は、市出身者その他のゆかりがある人々とのつながりを確保し、その知恵、行動力等を協働のまちづくりに生かすことのできる環境づくりに努めるものとする。

(地域資源の活用)

第11条 市民等及び市は、地域の特性である地域資源を協働のまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(高等教育機関との連携)

第12条 市民等及び市は、高等教育機関(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学及び大学院を含む。))及び専修学校をいう。)と、その教育又は研究の成果が協働のまちづくりに生かされるよう連携に努めるものとする。

(市民参画)

第13条 市は、協働のまちづくりを推進するため、次に掲げる市民参画の機会の確保に努めるものとする。

- (1) 意見の公募
- (2) 審議会その他の附属機関に係る会議の公開及び委員の公募
- (3) 懇談会、アンケート及びワークショップの実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協働のまちづくりに資すると認められるもの

2 市は、前項の市民参画における意見及び提案について、公益性、実効性等を考慮し、市政に反映するよう努めるものとする。

(提案制度)

第14条 市は、市民等が協働のまちづくりの推進に関する事業を提案することができる制度の充実を図るものとする。

(協働推進基本計画)

第15条 市長は、協働のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、協働のまちづくりの推進に関する基本計画(以下「協働推進基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、協働推進基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、次条第1項の郡山市市民協働のまちづくり推進協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、協働推進基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

4 市長は、毎年度、協働推進基本計画に基づき講じる施策の実施状況を公表するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、協働推進基本計画の変更について準用する。

(市民協働のまちづくり推進協議会)

第16条 協働のまちづくりを推進するため、郡山市市民協働のまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、前条第2項の意見のほか、協働のまちづくりに関する事項について調査、審議及び評価をし、市長に意見を述べることができる。

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、市民公益活動を実践し、又は協働のまちづくりに関して識見を有する市民及び学識経験者並びに関係機関が推薦する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。
(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年郡山市条例第69号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

郡山市市民協働のまちづくり推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市協働のまちづくり推進条例（平成22年郡山市条例第28号）第16条第7項の規定に基づき、郡山市市民協働のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 協議会は、専門的な事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の審議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

6 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第5条 会長及び部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の除斥)

第6条 委員は、自らが利害関係のある事項に係る調査、審議及び評価を行う場合にあっては、その議事に参加することができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部市民・NPO活動推進課において処理する。

(平25規則57・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成25年郡山市規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年郡山市規則第6号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

策定：令和8（2026）年3月

作成：郡山市市民部市民・NPO活動推進課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL：024-924-3471 FAX：024-931-5186

E-mail：shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp
